

14.21-418



1200600721219

吉田 友 市

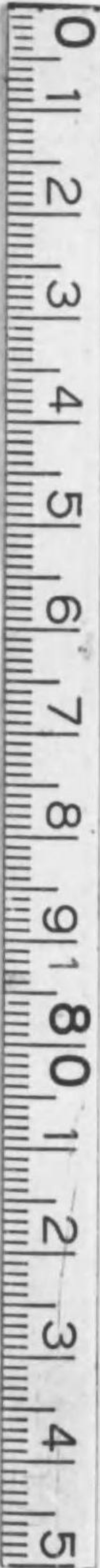
大正六年十二月十二日

調査資料

第四號

臨時産業調査局

(活字ヲ以テ筆寫ニ代フ)



始



調査資料第四號

諸外國に於ける緬羊及羊毛に關する政策 第一部 調査

注 意

- 1 臨時産業調査局は、戦時及戦後に亘り施設すべき産業上重要な事項を調査するものにして、其の目的とする所は極めて重大なる點に存するも、其の参考資料として調査若くは翻譯したる事物も、一般に裨益する所尠からずと認むるを以て、茲に本誌上に於て便宜編纂したるものなり。
- 2 本誌所載の調査中、意見に亘るものは調査擔當者の意見とす。
- 3 本誌所載の翻譯は、主として鈔譯なり。故に原文の順序を顛倒し、又は説明的記述を加へたるものあり。
- 4 本誌は調査及執務の便宜上、印刷を以て筆寫に代へたるものなり。公刊するの趣旨にあらず

臨時産業調査局

前號は特殊出版なるを以て贈呈致さざりし向も可有之爲念此
段申添置候

諸外國に於ける種羊及羊毛の輸入年次

諸外國に於ける種羊及羊毛の輸入の禁止

諸外國に於ける種羊及羊毛に關する政策

第一章 總說、種羊及羊毛の沿革に關する年譜

第二章 種羊の輸入及輸出入の制限に關する政策

第一章	總說、種羊及羊毛の沿革に關する年譜	一九
第二章	種羊の輸入及輸出入の制限に關する政策	一九
第一	諸外國に於ける種羊の輸入年次	二〇
第二	英吉利に於ける種羊の輸入及輸入の禁止	二一
第三	獨逸に於ける種羊の輸入	二三
第四	佛蘭西に於ける種羊の輸入	二三
第五	南阿聯邦に於ける種羊の輸入	二三
第六	北米合衆國及比律賓に於ける種羊の輸入	二四
第七	濠洲及新西蘭に於ける種羊の輸入	二四

第八 濠洲に於ける種緬羊の輸出禁止の主張……………二五

第九 輸入緬羊の検査……………二五

第十 輸出緬羊の検査……………二六

第十一 諸外國に於ける緬羊の輸入税……………二六

第二章 緬羊の改良蕃殖及種緬羊の供給に關する政策……………二八

第一 諸外國に於ける蕃殖の方針……………二八

第二 濠洲「ニューサウスウェールズ」に於ける緬羊飼育所……………三〇

第三 南阿聯邦に於ける緬羊試験場……………三一

第四 北米合衆國に於ける緬羊の改良及配付……………三一

第五 英吉利に於ける緬羊の改良及配付……………三二

第六 獨逸に於ける種牡緬羊所……………三二

第四章 緬羊の監督指導獎勵に關する政策……………三五

第一 緬羊の監督指揮に關する職員の設置……………三五

第二 獨逸普魯西農事諮問會の緬羊の獎勵に關する提案……………三六

第三 南阿聯邦に於ける緬羊の配合及分類の指導……………三八

第四 濠洲「ニューサウスウェールズ」に於ける緬羊の分類の指導……………三八

第五 南阿聯邦に於ける緬羊の飼養方法中改良すべき點の指摘……………三八

第六 北米合衆國「テネッシー」地方に於ける緬羊の普及……………三九

第七 緬羊の共進會及授賞……………三九

第八 濠洲に於ける國有地の供給……………四二

第九 濠洲に於ける圍繞材料の供給……………四四

第十 補助金の交付……………四四

第十一 緬羊に關する技術員の養成及智識の普及……………四六

第五章 緬羊獎勵の團體に關する政策……………四七

第一 獨逸普魯西農業會議所に於ける緬羊獎勵……………四八

第二 獨逸普魯西に於ける緬羊蕃殖組合……………四九

第三 英吉利に於ける緬羊蕃殖組合……………五〇

第四 南阿聯邦に於ける羊毛組合及農會……………五一

第五 其の他の國に於ける團體……………五一

第六章 緬羊の疾病に關する政策

第一 南阿聯邦に於ける疥癬病豫防……………五二

第二 英吉利に於ける緬羊に關する疾病の豫防……………五五

第三 獨逸に於ける緬羊疾病の豫防……………六〇

第四 北米合衆國に於ける疥癬病に對する施設……………六一

第五 輸送機關と緬羊の疾病……………六八

第七章 緬羊に對する危害の保護に關する政策……………六八

第一 加奈陀に於ける緬羊の保護……………六九

第二 英吉利に於ける緬羊の保護……………七二

第三 北米合衆國に於ける毒草の除去……………七四

第四 輸送の場合に於ける緬羊の保護……………七四

第八章 緬羊の輸送に關する政策……………七五

第一 獨逸の輸送中に於ける疾病及障害に對する保護……………七五

第二 英吉利に於ける輸送中の動物保護……………八二

第三 南阿聯邦に於ける緬羊及羊毛の輸送の便宜……………八四

第九章 緬羊の試験及研究に關する政策

第一 濠洲「ニューサウスウェールズ」に於ける緬羊の輸送に關する試験……………八四

第二 北米合衆國に於ける動物輸送の研究……………八五

第三 南阿聯邦に於ける疾病の試験……………八六

第四 濠洲「クインスランド」に於ける薬浴材料の試験……………八六

第五 北米合衆國に於ける獣疫に關する試験……………八六

第六 英國農務水産省緬羊疾病調査委員の設置……………八七

第七 英國農科大學に於ける胎羊、肝臓に於ける「バチラリー、ネロンス」の研究……………八七

第八 緬羊蠅に關する研究……………八七

第九 英國農務水産省に於ける瘦地牧場の研究……………八七

第十 飼料に關する試験……………八七

第十一 北米合衆國に於ける緬羊の飼養及其の經濟に關する研究……………八八

第十二 南阿聯邦に於ける薬浴と羊毛に關する試験……………八九

第十章 種緬羊及其の記號の登録に關する政策……………九〇

第一 南阿聯邦に於ける緬羊登録簿……………九〇

第二 英吉利に於ける緬羊登録に關する主張……………九〇

第三 英吉利商務省の緬羊記號の登録……………九〇

第四 獨逸に於ける種緬羊の系統書……………九一

第十一章 緬羊の保險に關する政策……………九一

第一 私立の保險會社に係る保險……………九一

第二 組合組織に係る保險……………九一

第十二章 羊毛及毛製品に對する關稅政策……………九二

第十三章 羊毛の價格の調節、販路の擴張、共同販賣及市場に關する政策……………九五

第一 羊毛の分類に依る價格の上騰……………九五

第二 南阿聯邦に於ける販路の擴張……………九六

第三 獨逸に於ける組合の競賣……………九七

第四 英吉利及加奈陀に於ける羊毛の共同販賣……………九八

第五 羊毛市場及賣買の取締……………九八

第六 英吉利に於ける羊毛代用品に取締の主張……………一〇二

第十四章 羊毛の輸出獎勵に關する政策……………一〇二

第一 濠洲に於ける補助金交付……………一〇三

第二 南阿聯邦に於ける輸出羊毛の荷造の獎勵……………一〇三

第二編 諸外國の戰時に於ける緬羊及羊毛に關する政策……………一〇四

第一章 總 說……………一〇四

第二章 緬羊の供給及保持に關する政策……………一〇四

第一 獨逸に於ける緬羊の臨時輸入獎勵……………一〇五

第二 獨逸に於ける緬羊及其の生産物の輸出禁止……………一〇五

第三 獨逸に於ける緬羊の調査……………一〇五

第四 英吉利に於ける食用に供する緬羊の輸出禁止……………一〇五

第五 英吉利に於ける緬羊其の他の動物の屠殺禁止……………一〇六

第六 英吉利に於ける「ゴルフ」戲用地の利用……………一〇七

第七 佛蘭西に於ける緬羊の輸入獎勵……………一〇八

第八章 佛蘭西に於ける緬羊の輸出禁止 一〇八

第三章 飼料の供給及保持に關する政策 一〇八

第一 獨逸に於ける家畜用品に對する關稅の免除 一〇八

第二 獨逸に於ける飼料の輸出禁止 一〇九

第三 英吉利に於ける飼料の輸出禁止 一〇九

第四 佛蘭西に於ける飼料の輸出禁止及輸入税免稅 一一一

第五 英吉利に於ける乾草收穫に兵士の利用 一一二

第六 獨逸に於ける飼料の最高價格の制定 一一二

第七 獨逸に於ける飼料の經濟的使用 一一二

第八 獨逸に於ける飼料の運賃の輕減 一一三

第四章 緬羊の輸送に關する政策 一一三

第五章 羊毛及毛製品の供給並保持に關する政策 一一三

第一 獨逸に於ける羊毛の輸出禁止 一一三

第二 英吉利に於ける羊毛及毛製品の輸出禁止 一一三

第三 濠洲に於ける羊毛の輸出禁止 一一六

第四 佛蘭西に於ける羊毛の輸出禁止 一一七

第五 新西蘭に於ける羊毛の輸出禁止 一一八

第六章 羊毛の專賣及最高價格の制定其他羊毛の價格調節等に關する政策 一一八

第一 濠洲に於ける羊毛取引の制限 一一九

第二 新西蘭に於ける羊毛の買上 一一九

第三 英吉利に於ける羊毛取引の制限、羊毛の最高價格の制定及羊毛の買上 一二二

第四 獨逸に於ける羊毛の差押及最高價格の制定 一二七

第七章 羊毛の殖民地よりの供給に關する政策 一二八

第一 英吉利に於ける殖民地よりの供給 一二八

第二 獨逸に於ける殖民地よりの供給 一二八

第八章 羊毛在高の調査に關する政策 一二九

第九章 反毛の利用に關する政策 一二九

第一 獨逸に於ける反毛の利用 一二九

第二 英吉利に於ける反毛の利用……………一三〇

第十章 毛織物業の禁止及毛織物の登録並其の差押に關する政策……………一三〇

第一 獨逸に於ける毛織物業の禁止、毛織物の登録及其の差押……………一三〇

第二 澳地利に於ける毛織物の差押……………一三三

第十一章 羊毛及毛製品の敵國供給阻止に關する政策……………一三三

目次終

諸外國に於ける緬羊及羊毛に關する政策

第一編 諸外國の平時に於ける緬羊及羊毛に關する政策

第一章 總説、緬羊及羊毛の沿革に關する年譜

諸外國に於ては何れも緬羊に關し各種の施設を實施しつゝあるも、當初外國より優良なる種緬羊を輸入して緬羊の改良増殖を爲し、既に相當の頭數に達したる邦國に在りては、現在の緬羊の改良及保持に對する施設多く、尙増殖の餘地多き邦國に在りては、緬羊の増殖に關する施設多し。英吉利、獨逸、佛蘭西、澳地利・洪牙利、北米合衆國等は前者に屬し、濠洲、南阿聯邦、南米諸國等は後者に屬す。更に羊毛に關しても、亞爾然丁、伯刺西爾、智利等に在りては、輸入税を課して其の輸入を制限し、英吉利、獨逸、佛蘭西、澳地利・洪牙利等に在りては、何れも自國生産の羊毛のみにては、其の需要を充す能はざるを以て、其の輸入を無税と爲し、以て海外よりの供給を圖りつゝあり。次に緬羊の飼養、羊毛の取引及羊毛工業は、最初英吉利に於て發達したるものなるを以て、同國に於ける斯業の沿革は、殆んど世界の沿革と見做すことを得べし。今同國に於ける斯業の沿革を基礎とし、世界の緬羊飼養、羊毛取引、羊毛工業の沿革を年譜を以て示さむ。但し特に明示せざるものは英吉利に於ける事實を示

すものとす。

(一) 七二二年—七二七年

「サクソン」王「イナ」の法律發布せられ、「復活祭の日以後二週間牝羊の価格は仔羊共一志たるべし」と定めらる。

(二) 九六一年—九八九年

「フランダー」の羊毛工業の基礎成る。

(三) 一〇〇〇年

「エッセルレット」王時代には、失ひたる緬羊一頭に對する賠償を「サクソン」貨幣一志とせり。

(五片は一志、四十八志は一磅に相當す)

(四) 一一〇〇年—一一三五年

「ヘンリー」二世の時代に於ては、四十頭の緬羊の價格一磅に相當せり。

(五) 一一九六年

「リチャード」二世は、大幅羅紗の幅を二「エル」に一定せり。

(二「エル」は二十七時に相當す)

(六) 一一九八年

「ロンドン」に於ける商人は、羊毛輸出許可料として、十三磅十一志を「リチャード」二世の收税官に支拂ひたり。

(七) 一二〇〇年

英吉利に於ける羊毛取引は、主として「シートー」、「ギルバルト」及「プレメント」の如き宗教團體の掌握する所となれり。

(八) 一二〇四年

十哩以内に於ける織物染料の獨占を「ダービー」の住民に許可せり。

(九) 一二二四年

「ヘンリー」三世の條例に依れば、大幅羅紗は當時英吉利に於ける主なる製造工業品なりしが如し。

(十) 一二四九年

「フロレンス」の僧侶織物を製造せり。

(十一) 一二六一年

英吉利に於て紡績品の輸入及羊毛の輸出を禁止する法律を發布せり。

(十二) 一二六二年

英吉利に於て粗羅紗製造せらる。

(十三)一三二六五年

「レスター」に於て織物工業起る。

(十四)一三二七三年

多数の英國羊西班牙に輸出せらる。

(十五)一三二七五年

「エドワード」一世は、輸出羊毛に對し、每袋六志八片の税を課し、威耳士侵入の經費に充當せり。

(十六)一三二九八年

「ヨークシャー」の「スカップボロ」に於て、綿羊一頭の價一片に相當せり。

(十七)一三三一年

「ブラッドフォード」に於て洗絨工場創立せらる。

(十八)一三三二九年

「ノーウキッチ」に於ける毛織物の検査官任命さる。

(十九)一三三七年

英吉利羊毛の輸出禁止せらる。而して外國の織物業者にも之を適用せり。

(二十)一三三九年

「ブリッスル」の機織業者「トーマス・ブランケット」氏は、織機を設置することを許可せらる。

(二十一)一三四〇年

「エドワード」三世輸出羊毛一包に對し四十志の税を課す。

(二十二)一三四九年

英吉利に於ては、織物を輸出する英國商人には十四片、外國商人には二十一片の輸出税を課し、梳毛絲織物を輸出する者には一片の輸出税を課せり。

(二十三)一三五四年

英克蘭商人、威耳士商人、愛爾蘭商人にして羊毛を輸送する者は重罪に處すこととせり。

(二十四)一三五四年

「ヨーク」は「フランダー」の「ブルージュ」に亞ぐ羊毛の重要市場となれり。

(二十五)一三六三年

英吉利に於て、職工は一碼二志の毛布又は手織の毛織物以外のものを着することを禁止せらる。

(二十六)一三九四年

英吉利綿羊多数西班牙に輸出せらる。

(二十七)一四〇七年

羊毛は一切重量に依りて賣買すべきものとし、且織物用に供するの外毛絲を購買することを禁止せらる。

(二十八)一四四九年

緬羊の價一頭二志五片半に相當せり。

(二十九)一四五四年

英吉利の羊毛四十四種類に達す。

(三十)一四九七年

蘇格蘭人は主として「リンネル」又は羊毛製の靴下及麻製の袴を使用せり。

(三十一)一五一二年

英吉利に於ては、法律を以て毛織物工業に使用する油の品質の取締を爲せり。

(三十二)一五三一年

充分に洗滌せざる羊毛の製襪を防止する爲に、羊毛「フリース」に付六片の罰金を課し得べきを規定せり。

但洗滌せず又は「フリース」にて賣買する慣習ある地方は此の限に在らずとせり。

(三十三)一五三四年

英克蘭に於ては、一人の所有すべき緬羊の數を二千頭以下に制限せり。當時一萬又は一萬二千頭を所有する者ありたり。

(三十四)一五四二年

英吉利に於ては、法律を以て梳毛絲は「ノーホーク」州に限られたる商品たるべきこととせり

(三十五)一五四六年

長毛の粗羅紗製造英克蘭に始まる。

(三十六)一五五四年

毛織物工業に従事する者を制限したる法律を廢止せり。之れ毛織物工業衰へたるが爲めなり。

(三十七)一五五五年

英吉利に於ては、製服業者は一軒に付き一臺以上、毛織物業者は二臺以上の織機を所持することを禁止せり。此の時一人にて百臺の機械を有せし者ありたり。

(三十八)一五六三年

「ウエストライディング」の製服業者は、一人の日雇人及三人の徒弟以上の労働者を使用することを

禁止せらる。

(三十九)一五六四年

英吉利に於ける毛織物輸出價額百二十萬磅に達す。

(四十)一五六六年

英克蘭に於て綿羊の輸出を禁止す。

(四十一)一五八八年

「ウォークソップ」に於て毛布一碼の織貨一片半を要せり。

(四十二)一五八九年

「ウィリアム・リー」氏靴下編機を發明す。

(四十三)一五九九年

羊毛市場「レスター」に許さる。

(四十四)一六一三年

各種の羊毛を混交するが如き商取引上の不正行爲に對する苦情起る。

(四十五)一六四一年

羊毛の取引不振を來たす。

(四十六)一六四六年

毛織物製造業「セダン」に起る。

(四十七)一六六〇年

英吉利羊毛の輸出禁止せらる。(此の制限は一八二五年迄續く)。

(四十八)一六六八年

「ブルーワーク」氏に依り、以前より四割安價に織り又は染ることを教へらる。

(四十九)一七〇五年

最上等の「スコッチ」黒羅紗一碼十二志の相場を示す。

(五十)一七〇六年

北米合衆國「ニューイングランド」に初めて羊毛紡績機械設置せらる。

(五十一)一七一九年

北獨逸羊毛一封度十志十一片、上等西班牙羊毛一封度三志十片の相場を示す。

(五十二)一七三五年

當時の計算に依るときは、一包の羊毛を黒羅紗に仕上るに五十八人を一週間要し、其の賃銀十九弗八志に達し、「リンコルンシャー」の長毛一包を西班牙、葡萄牙向の上等織物とするには、百五

十八人を一週間要し、其の貨銀三十三弗十二志に達す。

(五十三)一七三七年

製造業者の請願に依り、英吉利議會は加工せざる羊毛の輸出を禁止せり。

(五十四)一七三九年

愛爾蘭より英克蘭に移入する羊毛免税せらる。

(五十五)一七三九年(頃)

佛蘭西の「チューコアン」には、梳毛製造業者十四人ありたり。當時倫敦には二人ありしのみなり。

(五十六)一七四一年

千七百萬頭の緬羊より價額三百萬磅の羊毛を生産し、之より價額八百萬磅の毛織物製造せらる。

(五十七)一七四一年

「ジョージ」二世の法律に依り、家宅搜索令狀の結果羊毛製品を所持し、且其の羊毛製品に付詳細なる報告を其の所轄官吏に届出ざる者と認めたるときは、竊盜罪を犯したるものとし、其の價額の三倍を所有者に返還せしむと定めらる。

(五十八)一七六四年

棉花の輸出價額羊毛の二十分の一にして、其の取引を爲す者四萬人に達す。

(五十九)一七六五年

西班牙より「メリノー」種「サクセン」に輸入せらる。

(六十)一七六五年

「ジョージ」三世の法律に依り、織機に取り付けたる羊毛織物其の他のものを破る目的を以て、他人の家に侵入したる者は重罪とせらる。

(六十一)一七七二年

「ヨークシャー」に於ける梳毛生産額百四十萬千磅、毛製品生産額百八十六萬九千七百磅に達す。

(六十二)一七七四年

總木綿の織物を着用することを法律上許さる。

(六十三)一七七六年

「ノーウキッチ」に於ける取引の爲に「ヨーク」より「ヤーマウス」に「トップ」を移出せらる。

(六十四)一七八一年

英吉利に於て、織機其の他の機械類を外國に輸出することを絶対に禁止す。

(六十五)一七八二年

「ワット」氏蒸氣機關を發明す。

(六十六)一七八六年

「メリノー」種西班牙より佛蘭西に輸入せらる。

(六十七)一七八七年

英吉利に於て、輸入毛織物一碼に付三十七志五片の禁止的輸入税を課す。

(六十八)一七八八年

梳毛紡毛機「ノツチンカム」に設置せらる。

(六十九)一七九二年

「カートライト」の梳毛機發明せられる。

(七十)一八〇一年

西班牙より「メリノー」種を北米合衆國に輸入す。

(七十一)一八〇二年

英吉利人「ルイス」氏初めて剪毛器を發明す。

(七十二)一八〇二年

英吉利に於て、綿及羊毛の紡績業に従事する職工の保護の爲工場法制定せらる。

(七十三)一八〇三年

大不列顛に輸入せらるゝ羊毛「ハンドレッドウエイト」に對し、四志八片及一割二分五厘の輸入税を課す。濠洲羊毛到着す。但し見本のものなるが如し。

(七十四)一八〇八年

濠洲より英吉利に初めて羊毛荷到着す。

(七十五)一八一三年

英吉利に於ける羊毛に對する輸入税「ハンドレッドウエイト」に對し六志八片に高めらる。

(七十六)一八一四年

「リンコルン」長毛「トッド」(二十八封度)六十志に賣らる。而して一八一二年には、平均三十志を示せり。

(七十七)一八一五年

英吉利の羊毛輸入税額四萬七千八百四十八磅に達す。

(七十八)一八一六年

英吉利に於て、外國羊毛一封度に對し、輸入税六片、殖民地羊毛一封度に對し、輸入税一片を課す。

(七十九)一八一六年

喜望峯より初めて羊毛英吉利に輸入せらる。

(八十)一八二〇年

西班牙羊毛初めて北米合衆國「マサチューセッツ」に輸入せらる。

(八十一)一八二四年

「ヨークシャー」に於ては、家内工業衰頽し工場組織に變ず。

(八十二)一八二五年

英吉利に於て、羊毛輸入税一封度に付き一志價格低き羊毛に付ては二分の一片を課し、殖民地羊毛の移入税は免除することせり。

(八十三)一八三三年

英吉利に於ては、羊毛紡績工場に於て十三歳以下の者は、一週の労働時間四十八時間とし、尙一日九時間以上働くことを禁止せり。

(八十四)一八三三年

「ブラッドフォード」毛絲工場の勞銀左の如し。

毛の分類を爲す男職工

二十七志四片

絲の作業に従事する男職工

十六志二片

毛の調製を爲す女職工

八志

紡毛の監視を爲す女職工

二十五志

(八十五)一八三八年

英吉利に於ける毛絲機械數四百十五、其の就業人員三萬千六百六人を數ふ。

(八十六)一八四四年

英吉利に於て、屑羊毛の輸入税廢止せらる。

(八十七)一八四五年

毛絲織業組合「ノーウキッチ」に組織せらる。

(八十八)一八四五年

英吉利に於ける羊毛其の他の毛類に對する輸入税廢止せらる。

(八十九)一八五〇年

英吉利に於ける毛絲工場の數四百九十三に達し、其の紡錘數八十六萬四千八百七十七、職工數七萬八千九百十五人を數ふ。

(九十)一八五〇年

英吉利の毛絲取引盛大となる。

(九十一)一八五二年

「ヘンリー・フォルベス」氏の推算に依れば、當時英吉利に於ける毛絲工場の生産額千二百五十萬磅に達す。

(九十二)一八五三年

梳毛機械北米合衆國に初めて輸入せらる。

(九十三)一八五八年

一億二千四百萬封度其の價額八百六十五萬磅の羊毛英吉利に輸入せらる。(内獨逸より千百萬、露西亞より七百萬、北米合衆國より五百萬、南亞弗利加より千七百萬英領印度より千七百萬、濠洲より五千百萬封度)。

(九十四)一八六〇年

英吉利に於て關稅廢止せらる。

(九十五)一八六七年

「ブラッドフォード」の取引所開始せらる。

(九十六)一八七〇年

普通戰爭の爲英吉利産の羊毛類に對し大なる需要起る。

(九十七)一八七四年

「ワーズ」に織物學校開始さる。

(九十八)一八七七年

日本に於て、羊毛紡績機械設置せらる。

(九十九)一八七九年

獨逸に於て、毛織物に對し高率の關稅を課す。

(百)一八八〇年—一八九九年

羊毛價格暴落す。

(百一)一八九二年

佛蘭西に於て毛織物に對し高率の關稅を課す。

(百二)一八九五年

北米合衆國に於て、「ウキルソン」關稅率實施せられ輸入羊毛無稅となる。

(百三)一八九九年

南阿戰爭の爲英吉利に於ける六〇番「トップ」の相場三十四片となる。

(百四)一九〇〇年

英吉利に於て、六十番「トップ」の相場十九志二分の一となる。

(百五)一九〇一年

英吉利に於て、四十番「トップ」の相場七志となる。

(百六)一九〇三年

「ジョセフ」氏は「グラスゴー」に於ける演説に於て、「關稅を改正し輸入品に一割の輸入稅を課すべし」を主張せり。

(百七)一九〇五年—六年

日露戰爭の爲、羊毛製「カーキ」地の大なる需要起る。

(百八)一九〇六年

獨逸の新關稅率制定せらる。

(百九)一九〇八年

商業不振に陥れり。

(百十)一九一〇年

佛蘭西の新關稅率制定せらる。

(百十一)一九一〇年

英吉利の毛織物及毛絲紡績工業の黄金時代と稱することを得べし。

(百十二)一九一一年

日本に於て毛織物に對し高率の關稅を課す。

(百十三)一九一三年

北米合衆國關稅率輕減せらる。

(百十四)一九一四年

歐洲戰爭勃發し羊毛取引一時不振となる。

(百十五)一九一五年

五十四番「トップ」の相場四十五片となる。商業活氣を呈す。

(百十六)一九一六年

英吉利に於て羊毛を徵發す。

第二章 種緬羊の輸入及輸出入の制限に關する政策

緬羊獎勵の當初に於ては、何れも外國より「メリノー」種等の優良なる種緬羊を輸入して、其の蕃殖

を圖りたるも、既に相當の頭數に達したる國に在りては、現今増殖の爲に外國より種緬羊の輸入を爲すことなく、唯國內緬羊の改良又は血液の更新の爲に輸入するに過ぎず。血液更新の必要なものに在りては、輸入をも制限しつゝあり。然るに、猶増殖の餘地多き國に在りては、現在に於ても種緬羊を外國より輸入して、之が増殖を爲しつゝあり。從て、前者に於ては緬羊に輸入税を課し、又は之を制限し、後者に在りては無税と爲し、以て輸入を奨励しつゝあり。今左に諸外國に於ける、種緬羊の輸入に關する政策に付其の概要を示さむ。

第一 諸外國に於ける種緬羊の輸入年次

諸外國に於て、種緬羊殊に毛用種を輸入し、之が改良蕃殖を始めたるは、極めて最近のことに屬し、其の最も古きものに在りても、一六五〇年以後にして、北米合衆國及新西蘭の如きは、一八〇〇年以後に至り、漸く「メリノー」種の輸入を見るに至れり。今各國に於て「メリノー」種を輸入したる年次を示せば左の如し。

國名	「メリノー」種を輸入したる年次
南阿弗利加	一六五四年
瑞典	一七二三年
獨逸	一七六五年

奧地利	一七七三年
佛蘭西	一七八六年
英吉利	一七八八年
濠洲	一七九七年
北米合衆國	一八〇一年
新西蘭	一八四〇年

第二 英吉利に於ける種緬羊の輸入及輸入の禁止

英吉利に於ては、最初在來種の改良を爲し、「シユロツプシャー」種等の優良種を生産し、一七八八年には西班牙より「メリノー」種を輸入して、蕃殖を行ひたるも、多くの増殖を見るに至らず。現在は、毛肉兼用種殆んど其の全部を占むる有様なり。而して、英吉利は緬羊のみならず、他の家畜も等しく國內に於て優良種を生産し、其の頭數も相當數に達し、自國內の家畜のみを以て、血液の更新及種類の改良を爲し得るが故に、外國より種畜を仰ぐの必要なく、寧ろ獸疫豫防等の爲に、家畜の輸入を禁止するの可なるを認め、一九〇三年農務水産省令を以て、緬羊其の他の動物を亞爾然丁共和國、埃洪國(「ボスニヤ」)、「ヘルゼゴビナ」を含む)白耳義、「ポリビア」, 伯刺西爾、喜望峰、智利、「コロンビア」共和國、丁抹(氷洲を除く)佛蘭西、伊太利、獨逸、墨西哥、「ジブラルタル」、

希臘、「グイアナ」(英、蘭、佛領)「マルタ」^①「モンテネグロ」^②「モロッコ」^③「ナタル」^④和蘭、諾威、「オットマン」^⑤、「バラグワイ」^⑥、秘露、葡萄牙、西亞弗利加、羅馬尼亞、露西亞、塞爾比亞、西班牙、瑞典「ウルグワイ」^⑦、「ベネツエラ」^⑧、「ゾーランド」^⑨より英吉利へ輸入することを禁止せり。

第三 獨逸に於ける種綿羊の輸入

獨逸に於ては、初め一七六五年西班牙より「メリノー」種を輸入して、改良蕃殖を行ひたり。而して、現在に於ても種牡綿羊を英吉利等より輸入する者あるのみならず、「ウエストハーレン」の如きは、其の輸入に要する經費を補助しつゝあり。尙最初は細毛種のみを奨勵したるも、濠洲等より低廉なる羊毛盛に輸入せらるゝに及びて、非常なる打撃を被り、漸次頭數の減少を來したるを以て、最近毛肉兼用種を唱道する者漸く多きを加ふるに至れり。

第四 佛蘭西に於ける種綿羊の輸入

佛蘭西は、既に一七八六年「チューゴ」^⑩内閣に於て、「テッシュ」^⑪氏の提案に依り、西班牙より「メリノー」種^⑫の一種なる「ブウーゴギユ」^⑬及「シャーチョンネ」種^⑭を輸入して蕃殖し、爾來細毛種の生産に努めたるも、十九世紀の初めに至り、濠洲等より低廉なる羊毛多く輸入するに至りたるを以て、漸く内用種の奨勵を唱道する者多く、甚しきは毛用種に代へ、無毛羊を蕃殖すべしと主張する者あるに至れり。尙穩和説として、短毛種の「メリノー」種^⑮を「ジスレー」種^⑯又は「ニューケント」種^⑰

の如き長毛種を以て代ふべきを主張せり。此の如くにして、「メリノー」種は土地豊沃なる地方に於て、野草を以て飼養し、根菜類を以て農家の副業的に飼養する者は、主として肉用種を用ふるに至れり。殊に政府の綿羊牧場に於ては、「ヂスレー」種^⑱を輸入し、「ドンウーイエ」^⑲伯の牧場に於ては「サウスタウン」種^⑳を輸入し、以て肉用種の奨勵を爲せり。然れども、最近に於ては、一定の方針を以て多數の種綿羊の輸入を爲しつゝあるものを聞かざるなり。

第五 南阿聯邦に於ける種綿羊の輸入

南阿聯邦に於ては、最初一六五四年「メリノー」種^㉑を輸入して蕃殖したるも、其の當初に於ては多數増殖するに至らず、従て、現在に於ても綿羊試験場を設けて、綿羊の改良蕃殖を行ひ、之れが爲に毎年濠洲其の他の綿羊飼養國より種綿羊を輸入しつゝあり。今一九一三年度に於ける輸入種綿羊の種類及頭數を示せば左の如し。

(一)	「メリノー」種	牡	八一頭	牝	二一四頭
(二)	「シユロップシャヤ」種	牡	七	牝	五三
(三)	「サンドリー」種	牡	四二	牝	七三

又綿羊の改良の爲に蕃殖不適當なる綿羊の輸入は、法律を以て之を禁止するか、又は課税に依りて之を制限すべきを主張する者あり。但し政府は未だ血液の更新に關し、他國と獨立し得ざる状態に

在るを以て、種細羊の輸入禁止又は課税は考慮を要すと辯明せり。

第六 北米合衆國及比律賓に於ける種細羊の輸入

北米合衆國に於ては、最初一八〇一年「メリノー」種を輸入して蕃殖したるも、最近に於ては各種の細羊を輸入し、政府は「コッツウォールド」、「リツコルン」、「レスター」種等を輸入して試験をなすつゝあり。尙同國政府は比律賓に於て、細羊其の他の種畜を輸入するが爲、一九一四年度に於て一萬「ペン」を支出するの権限を農務大臣に附與せり。

第七 濠洲及新西蘭に於ける種細羊の輸入

濠洲に於ては、最初一七八八年「ヒリツヅ」氏（「ニューサウスウエールズ」の總督）喜望峰より肉用として細羊を輸入したるを初めとし、一七九三年印度羊を輸入し、一七九七年更に二十六頭の「エスクューリアル」種を喜望峰より輸入し、内八頭残存し、「マツカサア」氏之を引受けて蕃殖せり。之れ細羊蕃殖の濫觴にして、其の後一八〇二年「ハンフレイス」氏は、西班牙より「メリノー」種を輸入して種羊牧場を設置し、一八〇四年「マツカサア」氏は、「ネグレッチャー」種數頭を英國より輸入し、次で一八二五年英國資本家「バン・デーメン・ス・ランド」會社を設立し、三萬磅を投じて「ザクセン」より「メリノー」種英國より「コッツウォールド」種を輸入し、更に一八二九年「ワートン」氏は「エレクトラル」及「ネグレッチャー」種を輸入して種羊牧場を設置し、此の如くに

して漸次頭數を増加し、一七九三年に於ては八百五頭なりしもの、一八二〇年には二十萬頭、一八四二年には六百三十萬頭、一九一四年には八千五百萬頭に達せり。而して現在に於ても細羊の改良の爲に、英吉利等より細羊を輸入しつゝありと雖、當初の如く、増殖の目的を以て多數の頭數を輸入することなし。

新西蘭に於ては、最初一八四〇年「メリノー」種を輸入して、蕃殖を行ひたるも、忽にして肉用種を飼養する者多數を占むるに至れり。而して現在に於ては、當初の如く増殖の目的を以て多數の細羊を輸入することなきは、濠洲に於けると同様なり。

第八 濠洲に於ける種細羊の輸出禁止の主張

濠洲の牧羊業者は、最近南阿聯邦に於て盛んに濠洲より種細羊を輸入し、之を蕃殖するが爲、南阿に於ても羊毛を生産し、歐洲に於ける羊毛市場の競争となるべきを虞れ、其の種細羊の輸出を禁止すべきを主張するに至れり。但し未だ其の方策の實行に至らず、且政府當局者も之に對し何等注意を拂はざるが如し。

第九 輸入細羊の検査

獸疫の豫防上輸入細羊に對する検査は、諸國齊しく之を施行する所なるも、殊に獨逸、奧地利・洪牙利、北米合衆國等に於ては、最も嚴重に之を行ひつゝあり。尙露西亞に於ては、最近英吉利より

輸入する緬羊其の他の動物に對し、其の發送地に疫病のなかりしことを證明せしむること、せり。

第十 輸出緬羊の検査

北米合衆國に於ては、罹病家畜の輸出を禁止するの目的を以て、輸出する緬羊其の他の家畜の検査を実施しつゝあり。

第十一 諸外國に於る緬羊の輸入税

諸外國に於ては、緬羊の輸入に對し税を課するものあり、又は課せざるものありて一定せずと雖、無税となすものは、何れも緬羊の増殖又は改良を企圖しつゝある國に限れり。左に諸外國に於ける緬羊輸入税の一九一五年現在の狀況を示すべし。

- 一、英 吉 利 輸入禁止
- 二、英 領 印 度 無 税
- 三、南 阿 聯 邦 無 税
〔屠殺用緬羊 其の他の緬羊〕
- 四、加 奈 陀 無 税
〔共進會の爲三ヶ以内上陸するもの 改良用緬羊 其の他の緬羊〕
- 五、濠 洲 二志(但し種緬羊は) 之れを除く
〔ラロベ〕
- 六、奧地利 洪 牙 利 二・五〇

- 七、白 耳 義
- 八、丁 抹
- 九、佛 蘭 西
- 十、獨 逸
- 十一、伊 太 利
- 十二、西 班 牙
- 十三、瑞 典
- 十四、瑞 西
- 十五、北米合衆國
- 十六、亞 爾 然 丁
- 十七、伯 刺 西 爾
- 十八、葡 萄 牙
- 十九、諾 威
- 二十、智 利

備考

- 二 法(仔羊は一法) 無 税
- 百「キログラム」に付四〇法(仔羊は一頭) 百「キログラム」に付一八馬克
- 三「リラ」
- 四「ベセタ」(但し葡萄牙生のものにて同國より輸入せるものは無税)
- 一「クロローネ」
- 五「サンチーム」
- 一 割(共進會の爲六月間以) 無 税
- 四〇〇〇「リース」
- 五〇〇「リース」
- 二・〇〇—二・五〇〔ラロベ〕
- 九「ベッ」

加奈陀及西班牙に於ける輸入税は、一般税のみを掲げ、本國又は特別の關係ある地方より輸入する緬羊に對する特別税は之を省略せり。

第三章 緬羊の改良蕃殖及種緬羊の供給に關する政策

諸外國に於て、十八世紀頃「メリノー」種等の毛用種を輸入し、之が蕃殖を爲したるは、既に前章に於て説明したる所なるも、其の後歐米諸國に於ては、「メリノー」種の如き毛用種よりも寧ろ「シユロツプシャー」種の如き毛肉兼用種を擇ぶに至れり。而して現在に於ても、諸國何れも緬羊の改良蕃殖及種緬羊供給の爲に政府に於て緬羊飼養所を設け、又は民間の團體其の他の飼養所の設置を獎勵しつゝあり。左に主なる國に於ける蕃殖の方針並に施設の概況を擧げむ。

第一 諸外國に於ける蕃殖の方針

諸外國に於ける緬羊蕃殖の方針を示せば左の如し。

國名	蕃殖の方針	蕃殖の成績
濠洲	最初は各種の緬羊を蕃殖したるも漸次「メリノー」種となり最近に於ては「メリノー」種の雜種及「シユロツプシャー」種を生産する者あり	良好にして八〇—九〇%に達す

新西蘭	最初は「メリノー」種なりしも其の後肉羊種を主とし「ロムニーマーシユ」種及「コリテール」種を蕃殖するに至れり 在來羊と「メリノー」種との雜種及「メリノー」種系緬羊の蕃殖を爲す	平均九〇%にして尙四割は九〇—一〇〇%に達す 良好ならず
南阿聯邦	西班牙の「メリノー」種を以て最も優良なる毛用種の蕃殖を爲したるも最近に於ては肉用種を獎勵するに至れり	西班牙の「メリノー」種にて改良せし以來良好ならず
獨逸	最初は「メリノー」種なりしも近時肉用種に傾き「メリノー」種に英吉利の肉用種を交へ「ラムブレイエ」に類似せる「ジスレーメリー」種を蕃殖す	稍良好なり
佛蘭西	「メリノー」種を輸入したることあるも概して肉用種に重きを置きて改良し毛は之を第二位に置き「シユロツプシャー」種等の肉用種を蕃殖す	良好なり
英吉利	「シユロツプシャー」種を以て雜種を生産し其の他各種の緬羊を輸入蕃殖しつゝあり	不明
北米合衆國	英國と同様の種類を蕃殖し「メリノー」種は少し	最近稍良好となれり
加奈陀		

第二 濠洲「ニューサウスウェールズ」に於ける綿羊飼育所

「ニューサウスウェールズ」に於ては、種綿羊を購入し十二箇所の綿羊飼育所を設けて、純粹種の育成蕃殖を行ひ、其の生産したるものを、當業者に低廉なる價格を以て配付しつゝあり。最近（一九一五年度）の繋留頭數を示せば左の如し。

場名	種綿羊		試験及賣却羊		總頭數
	種類	頭數	種類	頭數	
(一)「ホークスバリー」	「ロムニーマーシユ」	二九九	「メリノ」	六	三〇五
(二)「コレツジ」			同		二七九
(三)「バツシヤード」			「ストアシープ」	一、〇四九	一、〇四九
(四)「クインアンフル、コ 「イラ」	「ボーグ」 「レスト」 「リンコルト」 「チエビオット」	七一 一、二〇〇 五	「メリノ」 「クロスブレッド」 「クロスブレッド」	一、〇四九 五一七 四七五	一、〇四九 五八八 五九五
(五)「グルーイニス」	「ロムニーマーシユ」	五			五
(六)「グラフトン」	「メリノ」	一、一三二	「メリノ」	一二四	一、二五六
(七)「ペラボーゼ」	同	六五	「クロスブレッド」		六五
(八)「ニンガン」	「メリノ」 「レスター」 「シムロフヤ」 「ウエグロ」 「メリノ」	一七三 六一	「メリノ」 「クロスブレッド」 「クロスブレッド」 「ドルセツトホン」	三三六 一五一	五〇九 二一二
(九)「ワツガ」					
(十)「ヤンコ」					
(十一)「コンドボリン」					
(十二)「ツランギー」					
(十三)「コンドボリン」					
	同種	類不明			七〇

右の内(十一)の農場に於ては、主として蕃殖のみを爲すものゝ如し。

第三 南阿聯邦に於ける綿羊試験場

南阿聯邦に於ては左の六箇所に綿羊試験場を設けて、綿羊の改良蕃殖を行ひ、其の仔羊を民間に配付しつゝあり。

- (一)「エルゼンブルグ」
- (二)「ミツデンブルグ」
- (三)「ボツチエスツルー」
- (四)「シエダラ」
- (五)「グレン」
- (六)「喜望峰」

右の外「エルメロ」に於ては、種綿羊の牧場を經營し、試験の外一般農家に對し、牧羊の模範を示しつゝあり。其の一九一三年の支出三千九百六十二磅に達せり。

第四 北米合衆國に於ける綿羊の改良及配付

北米合衆國にては、農務省所管の牧場に於て「カラクール」羊（一九一一年より開始）及肉羊の改良を行ひ、之を民間に配付しつゝあり。尙一九一一年より毎年他の家畜と共に、二萬一千四百八十弗

の經費を以て、經濟的飼養試験を行ひつゝあり。

第五 英吉利に於ける綿羊の改良及配付

同國農務水産省に於ては、威耳士種威耳士種の綿羊の飼育試験を行ひ、其の仔羊を民間に配付しつゝあり。

第六 獨逸に於ける種牡綿羊所

普魯西に於ては、各地に種牡綿羊の蕃殖所を設置し、又は之が設置を奨励しつゝあり。今左に其の概要を説明すべし。

一 西普魯西に於ける種牡綿羊所

西普魯西に於ては、自ら種牡綿羊所を設置す。

二 「ブランデンブルグ」に於ける種牡綿羊所及種牡綿羊購入費補助

「ブランデンブルグ」に於ては、農業會議所の會員を以て組織したる農業者の綿羊蕃殖組合の種牡綿羊蕃殖所に對し、適當なる蕃殖用種牡綿羊を供給し、種牡綿羊百頭以下を有する者に種牡綿羊購入費の半額を補助し、尙種牡綿羊組合及種牡羊五十頭以下を所有する者に對しては、農業會議所の經費を以て、蕃殖用種牡綿羊を委託して飼養せしめつゝあり。

三 「ボンメルン」の種牡綿羊所

「ボンメルン」に於ては、一般農民の利用し得る種牡綿羊場を設置し、其の種牡綿羊の所有權は農業會議所に存し、尙農業會議所は其の種牡綿羊を換へ、其の種牡綿羊場を經營する者（組合又は市町村）をして農業會議所に對し、適當なる經營を爲すの責任を負はしむることとせり。而して種牡綿羊所には肉用種を收容し、在來綿羊の維持に努力せり。

四 「ザクセン」に於ける種牡綿羊生産資金の無利子貸付

「ザクセン」に於ては、種牡綿羊生産の爲に要する資金の必要なる程度を審査し、無利子にて之を貸付することとせり。而して其の金額は、一種牡綿羊所に對し、百馬克以下とし、尙其の資金は六十頭以下の種牡綿羊を有する組合員の組織したる綿羊蕃殖組合が、毎年五十頭以下の牝綿羊を生産するが爲、又は綿羊組合成立せざる場合に於ては、農業會議所の申請により六十頭以下の種牡綿羊を飼養する者に對し、其の蕃殖に充當するか爲に貸付するものとす。

五 「シユレスウキッヒ・ホルスタイン」に於ける種牡綿羊所

「シユレスウキッヒ・ホルスタイン」に於ては、組合を以て種牡綿羊所を設置せり、尙組合の區域内の綿羊の種類を統一するが爲に、蕃殖用綿羊の種類を一定せり。

六 「ハンノーベル」に於ける種牡綿羊購入費補助

「ハンノーベル」に於ては、綿羊飼養者、組合又は綿羊飼養者に對し、政府の認めたる綿羊中より

種牡緬羊を購入するときは其の購入費を補助し、補助に依る購入者は、購入後二年間其の購入したる種牡緬羊を蕃殖に使用し、其の後は完全に所有権を得ることとし、以て種牡緬羊の蕃殖を奨励せり。尙種牡緬羊の購入を容易ならしむるが爲に、一定の種類を原種と定め、常に農業會議所をして検査監督せしむ。

七 「ウエストハーレン」に於ける種牡緬羊所の奨励

「ウエストハーレン」に於ては、國家の補助を以て英吉利より種牡緬羊「オックスホルドシャー」及「ハムプシャーダウン」を輸入せしめ、之を農業會議所の區域内の蕃殖者に二年間蕃殖を爲すの條件を以て賣却し、尙種牡緬羊所を保護するが爲に一般に血統の證明を爲さしむることとせり。

八 「カッセル」に於ける種牡緬羊購入費補助

「カッセル」に於ては、自治團體又は其の聯合に對し、原種の種牡緬羊所を設置するが爲に、種牡緬羊購入費の四分の三以下を補助し、其の購入緬羊は少くも五年間は蕃殖に使用すべしとし、尙各飼養者に對しては四十頭を標準として補助せり。

九 「ラインプロビンツ」に於ける種牡緬羊所

「ラインプロビンツ」に於ては、國家の補助を以て「バスタード」緬羊の種牡緬羊所を組織せしめたり。

第四章 緬羊の監督指導奨励に關する政策

諸外國に於ては緬羊の監督指導奨励に關しては、特に職員を設置するの外、尙種々の手段を以て、緬羊の指導奨励を爲しつゝあり。今左に其の大意を示さむ、但し本章以外に於て説明する緬羊奨励團體に關する政策其の他の事項も、直接又は間接奨励に關係する所少なからざるも、便宜上區別して説明することとせり。

第一 緬羊の監督指導に關する職員の設定

緬羊の監督指導奨励に關し、特に監督官又は指導官若は巡回教師の如きものを設置する國少からず。南阿聯邦の如きは緬羊奨励の爲に農務省に緬羊部を置きて、特に緬羊の指導奨励を爲しつゝあり。今左に主なる國に於ける施設の概況を説明すべし。

一 獨逸に於ける監察官及巡回教師

獨逸普魯西に於ては、緬羊蕃殖監察官及巡回教師を設置し、緬羊飼養者の要求に依り、各地に出張せしめて、緬羊の指導奨励に従事せしめつゝあり。

二 濠洲に於ける指導官

濠洲「ニューサウスウェールズ」其の他或州に於ては、農務省に緬羊の指導奨励に關する指導官を

設置して、一般農民の綿羊飼養、羊毛の調製及分類等に付指導獎勵を爲さしめつゝあり。

三 南阿聯邦に於ける指導官

南阿聯邦に於ては、綿羊の飼養及羊毛の調製分類等に關する指導官を二人設置して、全國を二分し各其の一部を擔任せしめ、尙其の各部を五區に分ち更に五人の指導官をして各區を擔任せしめ、綿羊の分類、配合、蕃殖、飼養管理、仔羊の購買、羊毛の調製、分類等の事項に付指導監督を爲さしめ、同時に農民の顧問たらしむ。其の他綿羊の疾病に關する監督官の設置あるも、綿羊の疾病に關する改策の章に於て説明すべし。

四 其の他の國に於ける指導官

一 綿羊の指導獎勵及獸疫豫防の監督の爲指導官を設置せる國左の如し。

(一) 北米合衆國(指導官及巡回教師)

(二) 英吉利(指導官)

(三) 新西蘭(指導官)

第二 獨逸普魯西農事諮問會の綿羊の獎勵に關する提案

獨逸に於ては、十八世紀の初期に於て、西班牙より「メリノー」種を輸入して毛用種の改良を爲し、爾來相當に増殖したるも、濠洲の低廉なる羊毛に壓倒せられ、漸次綿羊の頭數を減少するに至れり。

茲に於てか、一九一〇年十一月十八日十九日の二日間、伯林に於て開きたる農事諮問會常議員會に

於ては、綿羊獎勵の爲に左の手段を採用すべきを提案せり。

一 綿羊の飼養地方及綿羊繫留地方に對し巡回教師を活動せしむること。

二 種牡綿羊所の設置を獎勵すること。

三 綿羊蕃殖組合を獎勵し、羊肉及同品質の羊毛を多量に生産せしむるが爲に、適當なる蕃殖を爲さしむること。

四 在來種の保持及増殖の爲に一定の牧羊業者を原種蕃殖者として認定すること。

五 國有林野中の適當なる土地を供給し使用せしむること。

六 産業組合的方法に依り綿羊を共同に利用せしむること。

七 毛用種の飼養者に於て「メリノー」種の飼養者組合の羊毛競賣に對して從來より更に廣汎なる干涉を爲し且在來種の羊毛の競賣を開設すること。

八 國家の補助に依り農民及專業牧羊者に對する羊毛に關する技術の教育を再興すること。

九 牧羊業者の教育を爲すこと。

十 農業會議所に於て專業的の剪毛者を斡旋すること。

十一 綿羊の頭數調査に際し、生産當時の調査後次の調査に至る間に於て、屠殺に依り再び減少し

たる仔羊を特に注意し、以て緬羊現在數に對する官廳の調査を完全ならしむること。

十二 蕃殖羊及肉羊の共進會に於て、其の授賞及審査に對し、國家の廣汎なる助力を附與すること。右の提案は材料と共に農務大臣に之を提出せり。然れども其の何れが現在實行せられ居るや不明なり。

第三 南阿聯邦に於ける緬羊の配合及分類の指導

南阿聯邦に於ては、緬羊を分類して羊毛の品質を統一せしめつゝあり。之が爲に一九一三年には、五人の指導官に於て三十五萬頭の緬羊の鑑定を爲したるの外、羊毛輸出港に出張して、需要少き羊毛を調査し農民をして此の如き羊毛を生産する緬羊を整理せしめ、仔羊の購入に當り世界の需要に應ずる種類を擇ばしめ、價格の低きものゝみを購入することを防止し、更に指導官の一人は全國に於て、最も優良なる飼育者又は市場に於て仔羊を購入すべきを唱導せり。

第四 濠洲「ニューサウスウェールズ」に於ける緬羊の分類の指導

「ニューサウスウェールズ」に於ては、緬羊の改良の爲に指導官をして、緬羊の分類、検査及適當なるものゝ推薦等を爲さしめつゝあり。

第五 南阿聯邦に於ける緬羊の飼養方法中改良すべき點の指摘

南阿聯邦農務省に於ては、當業者の飼養方法中改良すべき點を左の如く指摘し、之を各當業者に示

せり。

- (一) 牧場は小區劃に仕切りて繞圍を爲し、善良なる水を供給すること。
- (二) 當業者は、緬羊頭數を過多に増加する弊に陥ることなく、品質を善良にするを要す。されば此の際其の收入に影響なき程度に頭數を整理すること。
- (三) 出來得る限り樹木を植え緬羊の隠れ場所を造ること。
- (四) 早魃及霜に抵抗し得る牧草及作物を栽培し、各期の飼料を用意すること。
- (五) 早魃期に對し充分の飼料を用意すること。

第六 北米合衆國「テネッシー」地方に於ける緬羊の普及

北米合衆國政府は、「テネッシー」地方に對し指導官を置きて當業者を指導獎勵し、仔羊の取扱其他の事項に付て注意事項を指示し、尙巡回教師を派遣す。

第七 緬羊の共進會及授賞

一 獨逸に於ける共進會及授賞

獨逸に於ては、各地に於て緬羊の共進會を行ひ、其の審査に合格せるものに授賞しつゝあり。其の共進會は各聯邦に於て行ふもの及農業會議所に於て行ふものあり。今「ボンメルン」州農商會議に於ける共進會に關する授賞規程中、緬羊に關するものゝ要領を示せば左の如し。

行ひつゝあり。

二、濠洲「ニューサウスウエールズ」に於ける共進會

「ニューサウスウエールズ」に於ては、毎年農會及農民協會に於て綿羊の共進會を開催し、政府は代表的綿羊を共進會に出品し、當局者之に付説明を爲し、以て綿羊の改良を奨勵しつゝあり。一九一四年にては、二十八ヶ所に出張して説明せりと謂ふ。

第八 濠洲に於ける國有地の供給

濠洲に於て綿羊の發達したる最大の原因は、綿羊飼養者に大面積の國有地を低廉の地代を以て容易に貸付し、尙一般に地代を低廉ならしめたるにあり。而して其の地代は、各州に於て多少差異あり。即ち左の如し。

一 「ニューサウスウエールズ」

「ニューサウスウエールズ」に於ては、一「エーカー」一箇年一片八分の一とし、西部地方に於ては、七千八百七十八萬六千「エーカー」の土地を、其の單位面積に於て收容し得る綿羊頭數に對し、一頭七片の割合を以て地代を定むることとせり。其の結果、一頭一〇—一五「エーカー」を要する場合に於て一「エーカー」一片以下となれり。即ち此の地方に於ては、綿羊牧場を有する者にして二百五十萬六千「エーカー」に對し、一「エーカー」平均二分一片の地代となりたり。

二 「クインズランド」

「クインズランド」に於ては、牧羊者の爲に平方哩を單位として、國有地の貸付を爲せり。而して或地方に於ては二十六萬四千四百三十九平方哩が一平方哩平均十八志十片四分の三の地代となり、他の地方に於ては五萬九千五百八十四平方哩が一平方哩平均九志六片第三の地方に於ては、五萬四千五百八十四平方哩が一平方哩平均六志三片四分の三を支拂ふのみにして、綿羊收容頭數より計算すれば、一年二頭二片二分の一の地代となりたり。

三 南濠太刺利

南濠太刺利に於ては、十四萬一千三百八十七平方哩の牧羊場にて、平均一平方哩三志二片の地代となりたり。

四 西濠太刺利

西濠太刺利に於ては、牧羊場の地代を左の如く決定せり。

- (イ) 西南地方千「エーカー」に付 二 十 志
- (ロ) 東部地方 同 五 志
- (ハ) 「オイクラ」地方 同 三 志
- (ニ) 中央「キンバリー」北西部地方 同 十 志

第九 濠洲に於ける圍繞材料の供給

濠洲に於ては、最初全然開放せる原野に放牧したるも、綿羊頭数増加と共に、兎、野鼠等の増加甚しく、爲に「ペスト」菌の傳染せるもの少からざりしを以て、政府は牧場の周圍に垣を造り、且兎及鼠を防止すべき網を張ることを獎勵し、其の經費に充當する爲に、四分乃至五分の低利資金を供給せり。尙政府は、主なる綿羊飼養地方に、中心たるべき垣を造り、其れに各牧場の垣を附着せしむること、せり。而して其の延長「ニューサウスウェールズ」に於ては、千三百九十七哩、西濠太刺利に於ては二千三十哩、「クインズランド」に於ては七百三十二哩に達せり。又「ビクトリア」政府は、五十二萬一千六百五十一磅を兎及野鼠の防止の爲に支出せり。此の如く、各牧場に於て圍繞を爲したる爲、見張番の數を非常に減少し、從來十萬頭に對し、七十人乃至八十人を要せしもの今や三十人乃至四十人にて足るのみならず、配合、品質の改良等に對する利益も少からずと謂ふ。

第十 補助金の交付

綿羊獎勵の爲に、獎勵金又は補助金を交付するの政策を實施しつゝあるは、獨逸、瑞西、埃地利等なり。左に其の概要を述べむ。

一 獨逸普魯西に於ける補助金の交付

普魯西に於ては、綿羊獎勵の爲左の補助金を交付すること、せり。(但し一九一二年度の豫算を示す。

す。

- (一) 綿羊獎勵の爲、農業會議所に一萬四千七百五十馬克を補助す。
- (二) 牧場(他の家畜の牧場をも含む)經營の爲に十萬八千馬克を農業會議所に補助す。
- (三) 蕃殖の獎勵(他の家畜の蕃殖をも含む)の爲、農業會議所に巡回旅費二十二萬七百二十五馬克を補助す。

(四) 種牝綿羊育成の爲、農業會議所に四萬二千二百二十四馬克を補助す。

(五) 西部地方の農林業獎勵(牛、豚、綿羊の獎勵)の爲十九萬九千六百六十七馬克を支出す。

(六) 東部地方の農林業獎勵(牛、豚、綿羊の獎勵)の爲十九萬八千七百四十馬克を支出す。

右の外各地方に於ける補助金交付の狀況を示せば左の如し。

一 「ブランデンブルグ」に於ては種牝綿羊百頭以下の所有者に對し、種牝綿羊購入費の半額を補助す。

二 「ハンノーベル」に於ては、種牝綿羊の購入費に對して補助す。

三 「サクセン」に於ては、種綿羊購入費の三分の二を補助す。

二 瑞西に於ける補助金の交付

(一) 一八九三年より綿羊を飼養する小農家の保護及綿羊飼養の經濟を良好ならしむる爲に補助

金を交付せり。

- (二) 一九〇四年より羊肉の市場に對して補助金を交付せり。
- (三) 一九〇六年より緬羊飼養組合を獎勵し、之に補助金を交付せり。

三 塊地利に於ける補助金の交付

塊地利に於ては、一八九八年の豫算第三款農事改良費の内に七萬「フローリン」(六萬七千二百圓)を小動物の獎勵に支出し、一八九九年に於ても同様の豫算を計上せり。

而して緬羊の獎勵としては、種緬羊の購入、蕃殖所の設置、授賞等に對し補助することとせり。尙農務大臣は緬羊獎勵の爲に支出せる補助金の用途に付て説明して曰く、「ヨルンテン」州に於ては「フライブルグ」「ゼーランド」「キャナルタール」地方の緬羊の血液更新の爲に充當し、「クレイン」州に於ては、緬羊獎勵の爲に種緬羊(ゼーランド)種、乳羊種の牡「ベルガマスクル」種の購入費を補助し、「エンス」州に於ては農會に交付して緬羊を獎勵せりと謂へり。

第十一 緬羊に關する技術員の養成及智識の普及

緬羊に關する技術員は、諸外國何れも農科大學其の他の農業教育機關に於て、畜産學の一科として其の養成を爲しつゝあるも、特に緬羊に關する技術員の養成を爲し、尙緬羊に關する智識の普及を圖りつゝあるものなきに非ず、即ち左の如し。

一 南阿聯邦に於ける技術員の養成及智識の普及

南阿聯邦に於ては、緬羊獎勵の爲に技術員の養成及智識の普及に極力努力しつゝあり。左に其の概要を示すべし。

- (一) 緬羊及羊毛に關する技術の研究の爲に、濠洲に留學する學生に補助金を交付し、尙出來得る限り阿弗利加人にて指導するを得せしむる爲、阿弗利加人の技術員養成を爲せり。
 - (二) 緬羊飼養に關する印刷物を一般當業者に配付せり。
 - (三) 各地に於て剪毛の講習を爲せり。
 - (四) 牧羊生養成の爲に緬羊試験場に於て、二年の課程を以て卒業し得る講習を開始せり。
- 二 「ニューサウスウェールズ」に於ける技術員の養成
- 農務省管轄の農科大學及各緬羊牧場に於て、技術員の養成を行ふこととせり。

第五章 緬羊獎勵の團體に關する政策

諸外國に於ては、農業會議所、農會又は組合等をして緬羊の指導獎勵に當らしめつゝありて、殊に獨逸の如きは、緬羊獎勵は主として農業會議所をして之に當らしめ居れり。今左に諸外國に於ける施設の概要を示すべし。

第一 獨逸普魯西農業會議所に於ける緬羊の獎勵

普魯西に於ける農業會議所にして緬羊の蕃殖を行ふもの及其の經費を示せば左の如し。(但し經費は一九一二年度の豫算を示す)。

西普魯西	農業會議所
一 「ブランデンブルグ」	二、八四一、四〇
二 「ボンメルン」	三、八二五、〇〇
三 「シュレーヂン」	四、四九九、〇〇
四 「ザクセン」	一、八七五、〇〇
五 「シュレスウキッヒ・ホルスタイン」	六九一、〇〇
六 「ハンノーベル」	一、八二五、〇〇
七 「ウエストハールン」	一、七〇二、六〇
八 「カツセル」	一、三六八、九五
九 「ウキースパーデン」	八一、七〇
十	七六、四〇
合計	一八、七八六、〇五

其の他獨逸に於ては、各農業會議所に於て、種緬羊の蕃殖育成を爲しつゝあり。又政府も農業會議

所をして、種緬羊の供給を爲さしむるの方針なるが如し。

第二 獨逸普魯西に於ける緬羊蕃殖組合

獨逸に於ては、農業會議所をして緬羊蕃殖組合を獎勵せしめつゝあり。今普魯西に於ける緬羊蕃殖組合の狀況を示せば左の如し。

- 一 「ブランデンブルグ」に於ける緬羊蕃殖組合
- 二 「ブランデンブルグ」に於ては、三組合設立せられ、各組合に於て緬羊に關する教師を設置し、「メリノー」系毛用種及肉用種の生産を目的として改良蕃殖を爲すこととし、尙國家の補助に依りて、羊毛の智識を修めたる農業者をして教師を助力せしめつゝあり。
- 三 「ボンメルン」毛用種蕃殖組合

「ボンメルン」に於ては、毛用種の飼養者四十一人(牝羊一萬六千八百頭)を以て蕃殖組合を組織せり、而して該組合は、以前に於ては別に専門の指導員を設置せず、唯組合員協力して在來の毛用種の獎勵を爲し、特に同品位の上等羊毛の生産及緬羊飼養經濟に適應せしむるが爲に、肉の生産をも顧慮することゝ爲し、尙後に至り、組合員の内より指導員を選出し、一年に二回各緬羊を視察し、蕃殖羊を検査するのみならず、其の飼養者の質問に應じ、尙緬羊指導者の希望に依り、其の作業の指導を爲すこととし、更に組合の要求に依り、農業會議所の指導教師をして、組合の

指導員と共に共同して指導せしめ得ることあり。

三 「シユレスウキヒ・ホルスタイン」の蕃殖組合

組合員七十人（組合員の所有する牡綿羊四十頭、牝綿羊三百五十頭に達す）を以て蕃殖組合を組織して綿羊の蕃殖を奨励し、尙乳用種にして其の地方の氣候風土に適し、且つ強力にして體格の良好なる大形種を蕃殖することとし、組合員の内より選出する検査員を以て年々検査せしめつゝあり。

四 「ハンノーベル」及「サクセン」に於ける蕃殖組合

蕃殖組合を設置して、「ハンノーベル」に於ては「ウエストフリース」種、「サクセン」に於ては「メリノー」種の蕃殖を奨励しつゝあり。

第三 英吉利に於ける綿羊蕃殖組合

英吉利に於ては、各地に綿羊の種類に依る組合を組織せしめ、以て其の蕃殖を奨励しつゝあり。即ち左の如し。

一 「ロンク」羊蕃殖組合

二 「エックタスマーアホーン」羊蕃殖者組合

三 「シユロッパシャー」羊蕃殖組合

四 「サホーク」羊組合

第四 南阿聯邦に於ける羊毛組合及農會

一 羊毛組合

「オレンデフリー」州に於ては、羊毛生産者の組合を組織し組合に於て羊毛を分類し、且直接倫敦に輸出するの計畫を爲せり。

二 農會

南阿聯邦に於ける農會は、常に綿羊の改良の爲に努力し、殊に年々の共進會に於て綿羊の出品に付非常の助力を爲せり。

第五 其の他の國に於ける團體

一 濠洲「ニューサウスウエールズ」に於ては、農會及農業協會をして綿羊指導の爲に盡力せしめつゝありて、其の效果少からずと謂ふ。

二 塊地利農業會議所

塊地利に於ては、一八五〇年頃より農業會議所に補助金を交付して綿羊の奨励を爲せり。

第六章 綿羊の疾病に關する政策

緬羊の疾病に關しては、諸國何れも獸疫豫防に關する法律に依り、他の家畜と同様に其の傳染性疫病の驅除豫防に努めつゝあるも、緬羊の疾病に關し、特に各種の方策を實施しつゝある邦國少なからず。今左に最も著しきものを示さむ。尙疾病に關する研究、輸送機關に於ける病毒の消毒等に付ては、緬羊の輸送に關する政策及緬羊試験並研究に關する政策の章に於て説明すべし。

第一 南阿聯邦に於ける疥癬病豫防

南阿聯邦に於ては、緬羊疥癬病豫防の爲に、各種の方策を實施しつゝあり。

一 監督官の設置

疥癬病防除の爲監督官を設置して、疥癬病に關する法令の施行を完全ならしめ、以て本病を根絶せしめんとせり。其の官名及定員左の如し。

- (一) 最高監督官 二五_A
- (二) 地方監督官 三一
- (三) 「トランスバール」に於ける町村長の兼務する監督官 七六
- (四) 巡回監督官 一〇
- (五) 臨時巡回監督官 二六
- (六) 藥浴監視官 九

- (七) 臨時藥浴監視官 五三〇
- (八) 有志の藥浴監視官 三三四

二 藥浴の強制、罹病緬羊の隔離及其の屠殺

緬羊疥癬病法及藥浴槽法を公布して左の手段を採りつゝあり。

- (一) 藥浴を強制し、又は監督官自ら之を施行す。
- (二) 罹病緬羊の隔離を強制し、之に違反するときは五十磅以下の罰金を處す。
- (三) 緬羊移動の報告を強制す。
- (四) 輸入緬羊に藥浴を強制す。
- (五) 羊毛に藥浴を強制す。
- (六) 藥浴槽法に依り、各地に藥浴槽を設置せしむ。
- (七) 緬羊に對し藥浴を強制したる場合に於て、其の緬羊斃死したるときは、農務省は之に對し賠償す。而して一九一四年度に於ては千百七十六磅六志を賠償せり。
- (八) 政府は民間の藥浴所を奨勵するの外、直接に藥浴所を設置し、之に政府は諸材料を貯蓄し、民間の需要に應じ原價にて民間に賣却す。

三 藥浴強制の經過

藥浴は一九一三年十一月三十日の農務大臣の命令を以て強制することとし、最初は三月十五日より四月三十日に至る間に於て之を行はしむることとしたるも、其の後病氣の發生甚しく、且地方に依りて氣候上の關係より多少之を變更せざるべからざるに至りたり。而して最近一年に約二百萬頭の緬羊に對し藥浴を強制し、其の内二、七%は斃死せり。尙大體に於て豫定の如き好結果を得ること能はざりしなり。其の原因の主なるもの左の如し。

(一) 氣候の差異著しきを以て、全國の緬羊を同時に藥浴すること能はず、之れが爲に一地方の緬羊に對し藥浴を延期したるに、其の猶豫したる緬羊の移動は到底之を完全に禁止すること能はざりしこと。

(二) 藥浴を免除したるも、其の免除したる緬羊を各別に記載せざりしを以て、其の免除せられたるものと否との區別は、全然農業者の言に依るの外なく、從て強制に漏れたるもの少なからざりしこと。

(三) 新に任用したる多數の監督官が事務に不慣なりしこと。

(四) 經費少く爲に大部分の藥浴は之を監視すること能はざりしこと。

(五) 監督官不足の爲藥浴を強制しつゝある間に於ては罹病羊の移動を禁止すること不可能なりしこと。

第二 英吉利に於ける緬羊に關する疾病の豫防

英吉利に於ては、一般家畜と共に獸疫法に依りて取締を爲すの外、緬羊の疥癬病に對して特に取締を爲しつゝあり。

一 獸疫法中緬羊に關する事項

獸疫法中緬羊に關する事項の概要を掲ぐれば左の如し

- 一 獸疫ニ罹リタル緬羊ハ之ヲ隔離セシメ、且獸疫發生ノ旨ヲ届出ツヘシ
- 二 獸疫流行地ヲ指定シ其ノ地域内ニ緬羊ヲ曳入又ハ其ノ地域内ヨリ曳出スコトヲ禁止ス
- 三 鵝口瘡ニ罹リタルトキハ之ヲ屠殺シ政府ハ之ニ對シ其ノ價格ノ四分ノ三ヲ賠償ス但シ保險ニ附シアルトキハ其ノ保險金ヲ控除ス
- 四 農務水産省ハ肋膜肺炎又ハ鵝口瘡ニ罹リタル緬羊ニシテ輸送中ニ在ルモノ、販賣ヲ行フヘキ店頭、市場及其ノ他ノ場所ニ在ルモノ、公有地ニ在ルモノ及其ノ他ノモノニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

五 農務水産省ハ左ノ目的ノ爲ニ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

イ 獸疫ノ發生シタル場所内ノ肥料其ノ他ノモノ、除去ノ制限又ハ禁止

ロ 前項ニ掲タルモノ、埋没、暴露其ノ他ノ取扱ノ制限又ハ禁止

ハ 獣疫ニ罹リタル緬羊ヲ市場其ノ他ノ場所ニ陳列スルコトノ制限又ハ禁止。

ニ 獣疫ニ罹リタル緬羊ノ厩肥其ノ他病毒傳染ノ虞アルモノ、輸送ノ制限又ハ禁止。

六 本法ノ規定ニ違反シタル者ハ二十磅以下ノ罰金ニ處ス。

犯罪ニ關スル緬羊四頭以上ナルトキハ一頭ニ付五磅トシ肥料、飼料其ノ他ノモノニ付テハ半額ニ付十磅以下トス。

二 緬羊の疥癬病豫防及其の撲滅に對し特に發布したる法令

英吉利に於ては、一九〇三年八月の法律を以て、緬羊疥癬病に關する一八九四年の獸疫法中の規定を改正し、以て緬羊疥癬病の撲滅を圖れり。一九〇三年八月の法令を掲ぐれば左の如し。

第一條 農務水産省ハ獸疫ヲ豫防シ緬羊ニ有效ナル藥浴ヲ施シ其ノ他緬羊疥癬病ノ回復ヲ圖ルノ目的ヲ以テ施行スル方法ノ實行ノ爲ニ一切ノ緬羊ヲ一定ノ時期ニ取扱フヘキ旨ヲ規定シ又ハ制限ヲ爲シ若ハ保證セシムル爲ニ命令ヲ發シ又ハ地方廳ヲシテ發セシムルコトヲ得

第二條 農務水産省ノ検査官又ハ農務水産省令ニ依リ權限ヲ附與セラレタル地方廳ノ検査官ハ本法ノ規定又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ目的ノ爲ニ如何ナル場所ト雖之ニ立入り其ノ場内ノ緬羊ヲ検査スルコトヲ得

緬羊ヲ管理スル者又ハ其ノ所有者ハ緬羊ヲ集メ且ツ之ヲ圍繞内ニ收容スヘキ検査官ノ合理的要

求ニ應ジ其ノ他検査官ノ緬羊ヲ検査スルカ爲ニ必要ナル合理的ノ便宜ヲ提供スヘシ

第三條 地方廳ハ携帶シ得ヘキ藥浴槽ヲ設置シ之ヲ維持シ又ハ農務水産省ノ許可ヲ得テ藥浴所ヲ設置シ農務水産省ノ適當ト認メタル條件ヲ以テ公衆ノ使用ニ供シ之ニ必要ナル材料及附屬品ヲ供給スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ使用ニ依リ生シタル收入ハ一八九四年獸疫法ニ依リ地方廳ニ於テ當該藥浴所ノ經費ニ充當スルコトヲ得

前項ノ藥浴所設置ハ其ノ使用カ水流、貯水、水道、井戸、池其ノ他ノ飲料用水又ハ家庭用水ノ供給ニ危害ヲ與フルモノナルトキハ之ヲ施行スルコトヲ得ス

第四條及第五條省略(法律施行ノ手續ニ關スル規定)

以上の法律に基き農務水産省は更に一九〇五年一月二十七日緬羊疥癬病に關する命令を發布せり。其の要領を示せば左の如し。

一 緬羊ニシテ疥癬病ニ罹リ又ハ罹リタル疑アルトキハ其ノ所有者又ハ管理人ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ附近ノ警察官駐在所ニ報告スヘシ

二 前項ノ報告ヲ受領シタル駐在所ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ地方廳ノ検査官ニ報告スヘシ

三 前項ノ報告ヲ受領シタル検査官ハ遲滞ナク疥癬病ノ發生シタル場所ニ出頭シ緬羊、飼料、羊皮其ノ他獸疫傳染ノ虞アルモノハ差押フ爲スヘシ

- 四 地方廳ハ其ノ差押ヘタル緬羊ヲ獸醫ヲシテ更ニ検査セシメ眞ノ疥癬病ニ非サルコトヲ確メタルトキハ其ノ差押ヲ解除スヘシ
- 五 罹病緬羊ノ所有者又ハ管理者ハ検査官ノ目前ニ於テ其ノ検査官ノ承認スル程度迄緬羊ノ藥浴ヲ行ヒ又ハ其ノ他ノ處分ヲ爲スヘシ
- 六 本令ニ違反シタルトキハ獸疫法ニ規定シタル刑罰ニ處スヘシ
- 七 検査官ハ疥癬病ニ罹リタルモノト認メタル緬羊ヲ隔離シ其ノ場所ヨリ又ハ其ノ場所内ニ緬羊ヲ搬出シ若ハ搬入スルコトヲ禁止スルコトヲ得
- 八 地方廳ハ疥癬病發生シタリト認メタルトキハ検査官ニ其ノ地方ノ緬羊ニ藥浴ヲ爲サシムヘキコトヲ命スルコトヲ得
- 九 検査官ノ面前ニ於テ藥浴ヲ行ヒタルトキハ検査官ハ其ノ藥浴ヲ行ヒタル緬羊ノ所有者又ハ管理者ニ合格證ヲ交付ス
- 十 罹病緬羊ノ在リタル場所、器具、羊舎、垣其ノ他罹病緬羊ニ使用シタルモノハ遲滞サク之ヲ消毒スヘシ
- 十一 前項ノ消毒ヲ爲サ、ル者ハ獸疫法ニ依リテ之ヲ處罰ス
- 十二 地方廳ハ緬羊ノ疥癬病ヲ豫防スル爲緬羊ノ搬出又ハ搬入ヲ制限シ若ハ禁止スルコトヲ得

- 十三 地方廳ハ疥癬病ニ罹リタル緬羊ヲ市場其ノ他ノ場所ニ陳列シ又ハ運搬スルコトヲ禁止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ禁止ニ違反シタルトキハ其ノ緬羊ヲ沒收シ又ハ差押ヘ其ノ沒收シ又ハ差押ヘタル緬羊ニシテ其ノ疾病カ他ニ傳染ノ虞アルトキハ之ヲ他ニ遷シ相當ナル處分ヲ爲シ其ノ緬羊ニシテ屠殺スヘキモノナルトキハ直ニ屠殺セシムヘシ
- 十四 本令ニ依リテ行フヘキ検査官又ハ警察官ノ緬羊ノ差押ニ要スル經費ハ其ノ緬羊ノ所有者之ヲ負擔ス
- 十五 本令ニ違反シタルトキハ別段ノ定アル場合ヲ除ク外一八九四年獸疫法ニ依リテ之ヲ處罰ス

三 蘇格蘭に於ける緬羊の藥浴

蘇格蘭農務省は、一九〇六年一月十日及同年四月十日の省令を以て一定の區域を定め、其の區域内の緬羊は必ず農務省の認可したる藥浴所に於て藥浴を爲すべき旨を定め、尙其の施行は第一回は一月一日より八月三十一日、第二回は九月一日より十一月十二日迄の間に行ふこととせり。而して一九〇七年二月十二日の命令を以て更に其の區域を擴張せり。

四 緬羊の輸入禁止

英吉利に於ては、一九〇三年農省水産省令を以て獸疫豫防の爲に、緬羊其の他の動物の輸入を禁止せるは既に第一章に於て説明したる所なり。

第三 獨逸に於ける緬羊疾病の豫防

獨逸に於ては、一八六九年獸疫法に依りて、一般家畜と共に緬羊に關する獸疫豫防を講じ、更に緬羊の疾病に付て特に規定を爲せり。而して一般家畜としては(一)獸疫發生地の交通遮斷(二)獸疫發生の報告(三)報告に依る警察官の處分(四)罹病家畜の屠殺(五)屠殺家畜に對する賠償等を其の主な豫防方法とす。尙緬羊の爲に特に規定せるもの左の如し。

第四十六條 緬羊群中ニ羊痘發生シタルコトヲ確メタルトキハ遲滯ナク其ノ緬羊群中ノ他ノ緬羊ニシテ其ノ獸疫ニ罹ラサルモノニ注射ヲ爲スヘシ

緬羊群ノ所有者又ハ其ノ代表者ノ申請アリタル場合ニ於テ命令ニ依ル獸醫ノ認定ニ依リ直ニ注射スルヲ不適當ト認メタルトキハ其ノ注射ヲ一時猶豫スルコトヲ得

緬羊群ノ所有者又ハ其ノ代表者ノ申請アリタル場合ニ於テ羊痘ニ罹リタル事實ヲ發見シタル日ヨリ十日以内ニ他ノ緬羊ノ羊痘ニ罹ラサルモノニシテ屠殺スヘキ規定ニ該當スル場合ニ於テハ注射ヲ中止スルコトヲ得

第四十七條 前條ノ獸疫ニシテ廣大ナル範圍ニ蔓延シタルトキ又ハ場所ノ關係上附近ノ緬羊ニ傳染スルノ危険ヲ避ケ難キトキハ其ノ獸疫ニ罹リタル緬羊及其ノ場所ニ存在スル他ノ緬羊ニ對シ警察官ニ於テ注射ヲ行フ

第四十八條 注射シタル緬羊ハ警察官ニ於テ罹病緬羊ト同程度ノ注意ヲ以テ之ヲ取扱フヘシ

第四十九條 緬羊ニ對スル注射ハ警察法令ニ別段ノ定アル場合(本法第四十六條及第四十七條)ヲ除ク外之ヲ行フコトヲ得ス

第五十二條 緬羊ニシテ疥癬ニ罹リタル場合ニ於テ其ノ罹病緬羊ヲ屠殺セサルトキハ直ニ獸醫ニ依リテ治療ヲ爲スヘシ

尙普魯西に於ては、罹病緬羊を強制屠殺し、之に對し一九一二年に於ては罹病百三十二頭に對し三千八百馬克八鵝口瘡九百五十六頭に對し二萬六千七百三十九馬克九九(但し山羊及豚に對するものを含む)を賠償せり。

第四 北米合衆國に於ける疥癬病に對する施設

一 各州の共同的施設

北米合衆國に於ては、緬羊疥癬病の根絶を圖るが爲め、一九〇三年より疥癬病發生したる場合に於ては、各州共同して適當なる方法を講ずることとし、之が爲に政府は一年に十七萬七千弗を支出することとせり。

二 輸入及輸出動物の檢疫

緬羊其の他の動物の輸入に付ては一八八四年より、輸出に付ては一八九一年より檢疫を爲し、之

が經費として一九一五年度に於ては輸入に對し、五千三百五十五弗、輸出に對し千七百弗を支出す。

三 病毒の附着せる物品の検査

羊毛、乾草、羊皮其の他の皮類等の輸入に際し、之が検査を行ひ以て病毒の輸入を防止せり。而して該検査は一八九〇年より之を施行し、最近に於ては一年に五百弗の經費を支出せり。

四 「サウスダコタ」州に於ける緬羊の検査法及緬羊検査員の設置

以上の外各州に於て、各種の施設を爲しつゝあるも、就中「サウスダコタ」州に於ける緬羊検査員の設置は最も適切なるものとす。而して該検査員の設置は、同州の緬羊検査法に基くものなり。緬羊検査法を示せば左の如し。

第一條 本州内ニ於テ緬羊二千頭以上存在スル縣ニ於テハ縣參事會ハ緬羊飼養者中ヨリ選出シタル緬羊検査員ヲ任命スヘシ

緬羊検査員ノ任期ハ二年トシ任期滿了前ニ解任セラレタル場合ヲ除ク外次ノ緬羊検査員選出セラレ就任スル迄其ノ職務ヲ行フモノトス

緬羊検査員ハ緬羊検査員ノ選出ナキ縣ニ於テ其ノ縣參事會ノ請求アルトキハ其ノ縣ニ於ケル緬羊ノ検査ニ從事スルコトヲ得

緬羊検査員ヲ選出スヘキ緬羊飼養者ノ集會ハ縣參事會ニ於テ豫メ集會ノ日ヨリ繼續シタル二週間前ニ縣ノ新聞ニ告示シテ之ヲ召集スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ告示ニハ會ノ日時及場所ヲ示スヘシ

第二條 緬羊検査員ハ其ノ管内ニ於テ緬羊カ疥癬病其ノ他傳染性ノ獸疫ニ罹リタルコトヲ知り又ハ聞キタルトキハ其ノ緬羊ヲ検査シ獸疫ニ罹リタルコトヲ確メタルトキハ直ニ縣ニ於テ定メタル規定ニ從ヒテ其ノ緬羊ノ所有者又ハ管理者ニ共ノ旨ヲ報告シ其ノ報告ノ謄本ヲ縣監察官ニ送附スヘシ

緬羊検査員ハ前項ノ緬羊ヲ隔離シ其ノ所有者又ハ管理者ニ其ノ緬羊ノ處分ヲ命ジ且ツ其ノ罹病緬羊ヲ生シタル緬羊群ノ各緬羊ニ〇字ノ記號ヲ焼印スヘシ

緬羊検査員ハ罹病緬羊ノ所有者又ハ管理者ヲシテ其ノ焼印ヲ爲シタル緬羊ノ疾病平癒シ且検査員ノ解除ヲ許可スル迄其ノ緬羊ヲ留置セシムヘシ

緬羊検査員ハ罹病緬羊平癒シ且検査員ニ於テ罹病緬羊ノ所有者又ハ管理者ニ對シ解除及記號ノ抹削ヲ許可シ其ノ旨ヲ縣監察官ニ書面ヲ以テ報告スル迄毎月一回罹病緬羊ニ就キ緬羊検査官ノ指揮ニ從ヒテ處理シタルカ否ヲ監察シ其ノ狀況ヲ書面ヲ以テ縣監察官ニ報告スヘシ

緬羊検査員ハ緬羊ニシテ州内ヨリ到來シタルト又ハ州外ヨリ到來シタルトヲ問ハス鐵道貨車ヨ

リ卸サレタルトキハ之ヲ検査シ其ノ所有者又ハ管理者ヲシテ其ノ緬羊ヲ鐵道會社ノ構外ヨリ搬出スル前適當ナル藥浴ヲ以テ充分ニ藥浴セシムヘシ

鐵道貨車ヨリ卸シタル緬羊ニシテ疥癬病其ノ他傳染性ノ獸疫ニ罹リタルトキハ緬羊検査員ハ事由ノ如何ヲ問ハス其ノ緬羊ノ構外搬出ヲ禁止スヘシ

緬羊ノ検査ヲ終了シ又ハ構外ニ搬出シタル後ニ於テ疥癬病發生シタルトキハ緬羊検査員ハ本法第二條ニ依リテ之ヲ處分スヘシ

緬羊検査員ハ法律ヲ以テ規定シタル州内ニ於ケル緬羊ノ鐵道輸送ニ關スル荷造人ノ責任ニ對スル注意事項ヲ印刷シタルモノヲ其ノ管内ノ各停車場、辻其ノ他目立チタル場所ニ貼附スヘシ
鐵道貨車ヨリ卸スヘキ緬羊及緬羊検査員到着スル迄ノ緬羊ノ構内ニ於ケル留置ヲ監視セシムルカ爲ニ緬羊検査員ハ其ノ管内ノ各停車場ニ於ケル代理人ヲ任命スヘシ

第三條 本州内ニ於ケル停車場ニ緬羊到着シタルトキハ其ノ緬羊ノ管理者ハ検査ノ爲緬羊検査員又ハ其ノ代理人ニ直ニ其ノ旨ヲ報告スヘシ

前項ノ報告アリタルトキハ緬羊検査員ハ其ノ緬羊ノ検査ヲ爲シ本法第二條ノ規定ニ從ヒテ報告スヘシ

鐵道會社ニシテ本法ニ依リ検査ヲ終了スル前ニ鐵道構内ヨリ緬羊ヲ釋放シタルトキハ法律ニ違

反シタルモノトス

鐵道會社ニシテ検査終了前其ノ構内ヨリ緬羊ヲ釋放シ又ハ緬羊ヲ管理スルモノニシテ第一項ニ規定シタル報告ヲ爲スコトニ付過失アリタルトキ又ハ其ノ緬羊ノ検査ヲ爲シタル緬羊検査員ノ適法ナル指揮ニ從ハサルトキハ其ノ鐵道會社又ハ其ノ管理者ハ各犯罪ニ付百弗ノ罰金ニ處ス
前項ノ罰金ハ縣ノ收入トシ之ヲ緬羊検査ノ經費ニ充當スヘシ

緬羊管理者又ハ其ノ所有者ニ對スル前項ノ罰金ニ關スル判決ハ罰金ヲ納附スル迄其ノ緬羊ノ差押ヲ爲スヘキ判決ト看做ス

第四條 緬羊ニシテ緬羊検査員ニ依リ獸疫ニ罹リタルモノト報告セラレタルトキハ其ノ管理者ハ他ノ緬羊ノ徘徊スル土地ニ其ノ緬羊ヲ徘徊セシメサル爲検査員ノ指揮ニ從ヒ直ニ其ノ緬羊ヲ集メ構内ニ收容シ且其ノ緬羊ヲシテ公道其ノ他ノ道路ヲ通過又ハ歩行セシムルコトヲ得ス

(以下省略)

第五條 緬羊ノ所有者又ハ管理者ニシテ緬羊ノ検査ヲ受クヘキ場合ニ於テハ緬羊検査員ニ對シ其ノ検査ヲ爲スニ必要ナル合理的ノ便宜及助力ヲ提供スヘシ緬羊ノ所有者又ハ管理者ニシテ本條ノ規定ニ違反シタルトキハ十弗以上百弗以下ノ罰金ニ處シ便宜及助力提供ノ怠慢又ハ拒絕カ繼續セシテ行ハレタルトキハ其ノ行ハレタル度毎ニ處罰ス

(以下省略)

六六

第六條 緬羊検査員ハ法律ニ規定シタル就職ノ宣誓ヲ爲シ職務ニ忠實ニ従フ旨ヲ條件トシ充分ノ保障ヲ以テ千弗ノ罰金ニ相當スヘキ有價證券ヲ「サウスタコタ」洲ニ供託スヘシ

前項ノ證券ハ縣監察官ニ於テ確實ニ之ヲ知り且其ノ證券記載ノ範圍内ニ於テ證券ニ記載シタル負擔以上ノ價值アルモノト信スル旨ヲ證明シタル後裏書ヲ爲スヘシ

第七條 宣誓シタル證券ハ緬羊検査員ノ住居スル縣ノ證書登記官ニ於テ之ヲ登録シ其ノ緬羊検査員ノ不忠實ナル行爲ニ基キテ生ジタル損害ニ對スル被害者ノ損害賠償請求ニ應セシムヘシ但シ不忠實ナル行爲アリタル時ヨリ十二月ヲ經過シタルトキハ損害ヲ受ケタル者ハ其ノ損害ニ對シ訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス

第八條 緬羊検査員ハ其ノ職務ノ狀況ヲ公平且正確ニ記録シ請求アリタルトキハ證明ヲ附シタル報酬ノ支拂ニ對スル記録ノ謄本ト共ニ之ヲ交付スヘシ

緬羊検査官死亡シ、辭職シ、解任セラレ又ハ任期滿了シタルトキハ後任緬羊検査官ニ前項ノ記録ヲ引渡ス爲ニ縣監察官ニ前項ノ記録ヲ寄託スヘシ

第九條 緬羊ノ検査ニ從事セシラレタル期間ニ於テ緬羊検査員ハ一日ニ三弗ヲ給與セラルヘシ其ノ代理人亦同シ

一切ノ罰金及科料ハ緬羊検査ノ資金トシテ獨立セシムル爲ニ縣ニ納付スヘシ

第十條 本法ニ規定シタル報告ハ緬羊検査員其ノ代理人、縣監察官又ハ縣執行官ニ於テ之ヲ掌リ且法律ニ依リ同一ノ職務ニ付執行官ニ支給スルト同額ノ手當ヲ支給ス

第十一條 緬羊検査員ニシテ故意且虚偽ニ緬羊ノ獸疫ニ罹リタル旨又ハ罹ラサル旨ヲ報告シタルトキハ緬羊検査員タルノ職ヲ解除シ二十五弗以上百弗以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 緬羊検査員ニシテ本法第十一條ノ犯罪ヲ爲シタルトキ又ハ縣内ノ緬羊飼養者三人ヨリ訴アリタルトキ縣參事會ニ於テ其ノ緬羊検査員ニ充分ナル審問ヲ爲シタル後其ノ職務ノ責任ニ對シ充分ナル智識及能力ヲ盡サス充分ニ知り若ハ通知セラレタルニ拘ハラズ故意又ハ怠慢ニ依リ要求セラレタル検査ヲ爲サス手當ヲ得ルノ目的ヲ以テ不必要ナル検査ヲ爲シ私利若ハ偏見ニ影響セラレタル報告ヲ爲シ、故意若ハ怠慢ニ依リ其ノ職務ノ責任ヲ適當ニ盡サ、リシコトヲ認メタルトキハ縣參事會ハ其ノ緬羊検査員ノ職ヲ剝奪シ遲滞ナク之ヲ承繼スヘキ緬羊検査員ヲ任命スヘシ

第十三條 縣ハ縣内ノ緬羊ニ對シ評價々格一弗ニ對シ年ニ二分ノ一「ミル」(約一厘)ノ稅ヲ課スヘシ

前項ノ稅ハ他ノ租稅ト共ニ之ヲ徵收シ本法ニ規定シタル罰金ト共ニ縣ノ緬羊検査資金ヲ構成セ

六七

前項ノ資金ハ緬羊検査員及其ノ代理人ノ法律上ノ執務ニ對スル報酬ノ支拂其ノ他本法ニ規定シタル經費ノ外充當スルコトヲ得ス

前項ノ報酬又ハ經費ハ縣參事會ニ於テ認定シ且許可シタル後縣會計官ニ於テ之ヲ支出スヘシ
緬羊検査員ハ前項ノ資金ヨリ本法第二條及第三條ノ規定ニ依リテ爲スヘキ緬羊ノ検査ニ從事シタル日數ニ對シ一日三弗、本法ニ規定シタル毎年八月十日乃至十二月十日ノ間ニ爲スヘキ巡回ニ於テ執務シタル日數ニ對シ一日三弗及獸疫ノナカリシコトヲ報告スルニ要スル經費ノ外支給セラル、コトナシ

第十四條 本社ト牴觸スル一切ノ法律又ハ法律ノ部分ハ之ヲ廢止ス

第十五條 省略(施行手續ニ關スル規定)

第五 輸送機關と緬羊の疾病

鐵道其の他の輸送機關に對して、消毒其の他の方法に依り、緬羊に對する獸疫の傳染を豫防するは、諸國に於て之を行ひつゝあるも、之に付ては緬羊の輸送に關する政策の章に於て説明すべし。

第七章 緬羊に對する危害の保護に關する政策

第一 加奈陀に於ける緬羊の保護

加奈陀に於ては、最近緬羊に對する犬の危害に關する法令を制定して其の保護を爲せり。左に其の概要を示すべし。

一 「オンタリオ」州に於ける一九一六年の犬稅及緬羊保護法

第一條 州内ノ市町村ハ其ノ区域内ニ於テ犬ヲ所有スル者ニ對シ犬稅ヲ課スコトヲ得但シ加奈陀

「ケネール」登録簿ニ登録シ一年一頭ニ付十弗ノ犬稅ヲ納付スル純血「ケネール」種ヲ所有スル者

ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ依リ徵收シタル租稅ハ犬ニ依リ損害ヲ受ケタル緬羊ノ所有者ニ對スル損害賠償ノ資金ニ充當ス

第二條 犬ニシテ緬羊ニ危害ヲ加ヘ之ニ咬付又ハ日没ヨリ日出ニ至ル間ニ於テ緬羊ヲ繫留スル農場内ヲ徘徊シ且其ノ農場、之ニ通スル本道若ハ經路ノ一部分ニ隣接スル場所ノ所有者ニ依リテ繫留セラレス、庇護セラレス、安全ニ口綱ヲ附セラレス、其ノ所有者ニ依リテ携帯セラレス、其ノ適當ナル制馭若ハ其ノ呼寄セ得ル適當ナル距離内ニ非サルモノト認メタルトキハ何人ト雖之ヲ撲殺スルコトヲ得

前項ノ農場ノ所有者又ハ占有者若ハ其ノ使用人ハ其ノ農場内ノ圍繞シタル場所ニ法律ノ認メサ

ル闖入ヲ爲シテ緬羊ヲ恐怖セシムル犬ヲ撲殺スルコトヲ得

第三條 緬羊ニ咬付ク性質ヲ有スル犬ヲ所有スル者ニシテ治安裁判所ニ召喚セラレ有罪ト即決セラレタルトキハ治安裁判所ハ三日以内ニ其ノ犬ヲ撲殺スルコトヲ命シ之ニ従ハサルトキハ二十弗以下ノ罰金ニ處ス

第四條 緬羊ニシテ犬ニ依リ殺害又ハ傷害セラレタルトキハ其ノ犬カ緬羊ニ咬付ク性質ヲ有スルコトヲ其ノ所有者ニ於テ知ルト否トヲ問ハス緬羊ノ所有者ハ治安裁判所ニ訴ヘテ其ノ犬ノ所有者ニ對シ之ニ依リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ告發セラレタル者ノ所有ニ屬スル犬ト他ノ犬トノ共同ニ依リ危害ヲ加ヘタル場合ニ於テ其ノ他ノ犬ノ所有者カ知リタルト否トヲ問ハス其ノ損害賠償ノ分擔ニ付之ヲ適用ス

第五條 犬ニシテ緬羊ニ危害ヲ加ヘ、追撃シ又ハ咬付キタルモノト認めタルトキハ其ノ所有者ハ其ノ認定ノ通知ヲ受領シタル時ヨリ四十八時間以内ニ之ヲ撲殺スヘシ前項ノ規定ニ違反シタル者ハ各頭ニ付二弗五ノ罰金ニ處ス

前項ノ罰金ハ四十八時間ヲ經過シタル時ヨリ更ニ撲殺スルニ至ル迄四十八時間ヲ經過スル毎ニ一頭ニ付一弗二五ヲ増加ス

第六條 市町村長ハ毎年市町村會開會ノ時ニ於テ一人以上ノ緬羊評價人ヲ命スヘシ

損害ヲ生セシメタル犬又ハ其ノ所有者知レサル場合ニ市町村ニ對シ損害ノ賠償ヲ請求スル者アリタルトキハ前項ノ評價人ハ損害ノ通知アリタル時ヨリ四十八時間以内ニ其ノ損害ノ額ヲ評價スヘシ

第七條 犬ニ依リ緬羊ニ關スル損害ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ犬ノ所有者知レサルトキハ緬羊カ撲殺セラレ又ハ危害ヲ加ヘラレタル時ヨリ三月以内ニ市町村ニ對シ其ノ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ニ於テ損害ヲ受ケタル者ニ於テ犬ノ所有者ヲ充分ニ搜索シタルコトヲ認めタルトキハ市町村ハ其ノ損害ヲ賠償ス

賠償ヲ賠償シタルトキハ損害ヲ受ケタル者ノ請求權ハ市町村之ヲ承繼ス

第八條 緬羊ニシテ公通路又ハ圍繞セラレサル場所ヲ疾走中犬ニ依リ害ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ所有者ハ市町村ニ對シテ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第九條 本法ニ基ク訴訟ハ別段ノ規定ナキ限り「オンタリオ」略式裁判法ニ規定シタル手續ニ依リテ之ヲ處分ス

二 其の他の諸州に於ける法令

其の他の諸州に於ても夫々緬羊保護に關する法令を發布して之を施行しつゝあり今其の内「オン

タリオ」州の規定と異なる事項を掲ぐれば左の如し但し「プリンス・エドワード・アイランド」州の規定を示す。

- 一 緬羊組合ニ於テハ其ノ組員ヨリ緬羊一頭ニ付一仙、純粹種ナルトキハ二仙ヲ徴收シ其ノ組員ノ緬羊ニシテ犬ニ依リ損害ヲ受ケタルトキハ其ノ損害ノ七五%ヲ補償ス
- 二 前項ノ補償額ハ一頭六弗、純粹種ニ付テハ十五弗以下トス
- 三 第一項ノ補償金ニ對シ農務省ハ其ノ七十五分ノ五十ヲ補助ス

第二 英吉利に於ける緬羊の保護

一 英吉利に於ては、一九〇六年犬法を制定して緬羊其の他の家畜に對する犬の危害を防止せり即ち左の如し。

- 第一條 (一) 犬ノ所有者ハ其ノ犬カ家畜ニ加ヘタル危害ニ付テ責任ヲ負フモノトス此ノ場合ニ於テ被害者ハ其ノ犬ニ從來此ノ如キ性質アリタルコト又ハ其ノ所有者カ此ノ如キ性質ノアルコトヲ知リタルコト若ハ其ノ危害カ所有者ノ不注意ニ基キタルモノナルコトヲ證明スルヲ要セス
- (二) 前項ノ危害ヲ加ヘタル犬ヲ繫留シ、存在セシメ又ハ其ノ危害ノ發生シタルトキ其ノ犬ノ存在シタル家若ハ場所ヲ所有シタル者ハ犬ノ所有者ト看做ス此ノ場合ニ於テ其ノ所有者ハ犬ノ所有者ニ非サルコトヲ證明スルニ非サレハ損害ノ賠償ヲ免ルコトヲ得ス。

(三) 省略

(四) 犬ニシテ家畜ニ危害ヲ加ヘ又ハ緬羊ヲ追迫シタルモノト認メタルトキハ一八七一年ノ犬法第二條ニ依リテ危険犬トシテ取扱ハルヘシ。

第二條 省略

第三條 警察官ハ公道又ハ公ノ場所ニ在ル犬ニシテ徘徊シツ、アルモノト認メタルトキハ其ノ所有者カ留置ニ要シタル費用ヲ支拂ヒ返還ヲ請求スル迄之ヲ留置スルコトヲ得

前項ニ依リテ犬ヲ捕獲シタルトキハ犬牌ニ記入シタル者又ハ所有者知レタルトキキハ其ノ所有者ニ對シ通知ヲ發シタル後七日以内ニ繫留ニ要シタル費用ヲ支拂ヒテ返還ヲ請求スルニ非サレハ其ノ犬ヲ賣却シ又ハ之ヲ撲殺スル旨ヲ通知スヘシ
前項ノ通知アリタル後犬ノ所有者ノ要求又ハ經費ノ支拂ヒナキトキハ其ノ犬ヲ撲殺シ又ハ賣却スルコトヲ得

二 緬羊を曳行する者に對する燈の携帯

英吉利に於ては、一九一六年十月十一日の命令を以て、日没三十分後及日出三十分前之間に於て、緬羊及仔羊を公道に於て曳行する者は、必ず燈を携帯することとし、尙其の頭數四頭以下なるときは、先導者たる動物を曳行する者に之を携帯せしめ、百頭以上なるときは前後に燈を携帯せし

め、以て通路に於ける故障を防止せり。

三 緬羊の虐待防止

英吉利に於ては、一九一一年八月十八日の法律を以て、一八七六年動物虐待防止法を改正して動物保護法と爲し、之に依りて如何なる人と雖公衆の面前に於て動物を虐待するときは、該法に於て動物虐待罪として二十五磅以下の罰金、六箇月以下の禁錮又は懲役、罰金及禁錮若は懲役を併科することとせり。

四 飼料の検査に依る緬羊の保護

英吉利に於ては、一九〇六年肥料及飼料法を公布して飼料の検査を行ひ、依て不正飼料の賣買を禁止し、以て緬羊其の他の家畜の保護を爲せり。

第三 北米合衆國に於ける毒草の除去

北米合衆國に於ては、野草中の緬羊に有毒なるもの、研究を爲し、之を公表して其の除去を奨勵せり。尙緬羊の試験及研究に關する政策の章に於て再説すべし。

第四 輸送の場合に於ける緬羊の保護

鐵道其の他の輸送機關をして、緬羊の保護の爲に相當の設備を爲さしむるは、英吉利獨逸等に於て行ふ所なり。尙緬羊の輸送に關する章に於て再説すべし。

第八章 緬羊の輸送に關する政策

緬羊の輸送に關しては、他の家畜と同じく、其の疾病の防除、水及飼料の供給、器械的障害の除去等の方策を實施しつゝある邦國少からず。左に其の著しきものを示さむ。

第一 獨逸の輸送中に於ける疾病及障害に對する保護

一 輸送中の疾病に對する保護

獨逸に於ては、鐵道輸送中に於ける獸疫傳染の豫防の爲に、一八七六年鐵道にて動物を輸送する場合に於て、傳染の虞あるもの、除去に關する法律を發布せり。即ち左の如し。

第一條 鐵道ニ依リ馬、騾馬、牛、緬羊、豚及山羊ヲ輸送シタルトキハ鐵道營業者ハ其ノ都度其ノ使用シタル貨車ニ對シ其ノ貨車ニ附着シタル傳染ノ虞アル病毒ヲ除去スルニ足ルヘキ消毒ヲ爲スヘシ動物ヲ輸送スル場合ニ於テ其ノ動物ノ飼料又ハ水ノ給與ニ使用シタル器具、動物ノ積卸ヲ爲ス場合ニ於テ動物ノ踏ミタル乗降場其ノ他動物ノ積卸ノ場所及鐵道營業者ノ畜舎ハ其ノ都度之ヲ消毒スヘシ

第二條 消毒ヲ爲スノ義務ハ貨車ヨリ動物ヲ卸シタル停車場ノ鐵道當局者之ヲ負擔ス其ノ動物ヲ卸シタル停車場ニシテ外國ノ鐵道ナルトキハ其ノ貨車カ獨逸帝國ニ來リ且最初通過スル停車場

ノ當局者ニ於テ之ヲ爲スノ義務ヲ負擔ス

鐵道當局者ハ消毒ヲ爲スカ爲ニ經費ヲ負擔セシムルコトヲ得

第三條 前條ノ外國ニ輸送セラレタル貨車ニシテ外國ニ於テ充分消毒セラレタリト認メタルトキハ聯邦議會ニ於テハ其ノ消毒ヲ省略スルコトヲ得

獨逸帝國內ニシテ三月以上ニ亘リ肺結核、「マウル」及「クラウエン」病ナキ地方ニ於テ牛、緬羊、豚ノ運搬ヲ爲ストキハ聯邦議會ハ其ノ消毒ヲ省略スルコトヲ得

第四條 省略

第五條 鐵道當局者ニシテ本法又ハ本法ニ依リテ發スル規定ニ依リ其ノ職務上又ハ命令ニ依リ消毒ヲ爲シ又ハ爲スコトヲ命シ若ハ管理スルノ義務ヲ怠リタルトキハ千馬克以下ノ罰金ニ處シ其ノ怠慢ニ依リ動物カ傳染病ニ罹リタルトキハ三千馬克以下ノ罰金又ハ一年以下ノ禁錮ニ處ス但シ刑法ニ重キ刑罰ヲ規定シタル場合ニ於テハ其ノ重キニ從テ處分ス

第六條 省略

二 器械的障害に對する保護

輸送中に於ける器械的障害の保護に對しては、鐵道輸送に關する細則に於て之を規定せり。即ち左の如し。

第一條 (一) 鐵道ハ其ノ停車場ニ對シ關稅規則ニ規定シタル所ニ從ヒ動物ノ昇降ニ適當ナル設備ヲ爲スヘシ

(二) 木材製昇降場ニハ動物ヲシテ其ノ足ヲ滑ラシメサルカ爲ニ丸ク且細キ木片ヲ以テ段ヲ附スヘシ

(三) 省略

(四) 昇降場ニ至ル階段ノ幅ハ充分ニ廣クシ且其ノ兩側ニ高サ二〇浬ノ手摺ヲ附シテ動物ノ兩側ヨリ逸走スルヲ防止スヘシ

(五) 多數ノ動物ノ通過スル停車場、給水停車場又ハ其ノ附近ニハ動物ヲ臨時下車セシムルカ爲充分ナル場所ヲ設ケ其ノ適當ナル部分ノ上ニ蓋ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ場所ニハ動物ノ水ヲ飲ミ、飼料ヲ食シ且動物ヲ繫留スルニ要スル水泉、水道其ノ他ノ設備ヲ爲シ各種ノ動物又ハ大小ノ動物ヲ區別シテ繫留スルコトヲ得ル爲ニ各部分ニ區分シ地盤ハ相當ニ清潔ニ保タシムル爲ニ適當ナル設備ヲ爲スヘシ但シ仔畜ヲ伴フ母畜ハ之ヲ分離スルコトヲ得ス

(六) 蓋ヲ爲シタル場所ニ臨時動物ヲ下車セシメタルトキハ規定運賃以外ノ運賃ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ運賃中ニハ動物ノ飼料費及給水費ヲ含ムモノトス

第二條 (一) 動物ハ有蓋車ニテ輸送スヘシ但シ一月二月及十二月ニ於テハ荷送人ノ請求アリタル

場合ニ限り無蓋車ニハ輸送スルコトヲ得

鶏ハ有蓋車ノミニテ運送スヘシ

(二) 二段以上ノ貨車ヲ以テ鶏以外ノ動物ノ輸送ヲ爲ス場合ニ於テハ厚キ板ヲ以テ造リタル側
壁ヲ附シ下段ヨリ來ル風及糞、糞等ノ落下ヲ防止スヘシ但シ鶏ノ輸送ノ場合ト雖糞及糞ノ落
下ヲ防止スルニ足ル側板ヲ附スヘシ

(三) 省略

(四) 大動物ノ輸送ニ要スル貨車ノ左側ノ幅ハ少クトモ二、米六〇ヲ有セシムヘシ

(五) 有蓋車ヲ以テ動物ヲ輸送スル場合ニ於テハ屋根ノ附近ニ天井又ハ側ニ沿ヒテ長サ〇、米四
〇幅〇、米三〇以上ノ開閉シ得ル孔ヲ設ケ且其ノ戸ハ大家畜ニ在リテハ〇、米三五小家畜ニ在リ
テハ〇、米一五ヲ開放シ置クヘシ

輸送中戸ヲ全部開放セムトスル場合ニ於テハ高サ一、米五〇ノ格子ヲ設クヘシ

(六) 無蓋車ヲ以テ輸送スル場合ニ於テハ大動物ニ在リテハ高サ一、米五〇、小動物ニ在リテハ
高サ〇、米七五ノ横棒ヲ附スヘシ

(七) 動物ヲ固ク結ヒ付ケ得ル爲ニ鐵ノ輪ヲ設備スヘシ

(八) 及(九) 省略

(十) 本規則施行前ニ造リタル貨車ヲシテ(四)及(五)ノ規定ニ異ナル場合ニ於テモ地方監督官
及帝國鐵道局ノ同意ヲ以テ特ニ之カ使用ヲ許可スルコトアルヘシ

第三條 (一) 動物ノ輸送ニ使用スル箱、籠、袋等ハ充分廣ク空氣ノ流通ヲ完全ナラシメ且輸送中

動物ニハ轡ヲ附スルコトヲ得ス

(二) 箱其ノ他ノモノハ厚キ床ヲ存シ其ノ側ハ厚ク且廣クシテ糞及糞ヲ以テ貨車ヲ不潔ナラシ
メサルヲ要ス

貨車ノ床ニ取り附ケタル箱其ノ他ノモノハ各動物ノ衝突セス且其ノ身體ヲ屈セスシテ自由ニ
立ち得ル程度ニ廣クスヘシ

一度使用シタル箱其ノ他ノモノハ充分ニ之ヲ消毒シタル後再ヒ之ヲ使用スヘシ

三十六時間以上繼續シテ輸送スル場合ニ於テハ動物カ適當ニ水ヲ飲ミ得ル裝置ヲ爲シ小動物
ニ至リテ水ヲ飲ミ得ル外飼料ヲ食シ得ル設備ヲ爲スヘシ前項ノ設備ヲ爲サル場合ニ於テハ
輸送中動物ノ通過スル停車場ニ於テ荷送人カ他ノ方法ニ依リ水及飼料ヲ給與スルコトヲ得ル
ニ足ル設備ヲ爲スヘシ

床ハ糞、砂等ヲ以テ蓋フヘシ

動物ノ積入ヲ爲ス場合ニ於テハ充分ニ空氣ヲ流通セシムヘシ上下ノ箱カ重ナル場合ニ於テハ

少クトモ三種ヲ隔テ、空氣ノ流通ニ便スヘシ

第四條 (一)動物ノ輸送ハ左ノ方法ニ依リテ之ヲ爲スヘシ

(イ) 動物扱

(ロ) 貨物扱

(ハ) 携帶扱

(二) 動物扱ノ輸送ハ鐵道ニテ定メタル經路ニ依リテ之ヲ行ヒ其ノ輸送經路ハ給水及給飼料、停車場ニ於テ充分休養セシムル程度ニ之ヲ定ムヘシ

(三) 少ナクトモ二十頭以上ノ牛ヲ輸送セムトスルトキハ荷送人ハ輸送貨車ノ不足ノ爲ニ其ノ頭數ヲ減セシメラルコトアルヘシ

第五條 (一)動物扱輸送ノ速力ハ平均一時間二十五軒以上タルヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ地方監督官ノ許可ヲ得テ之ヲ變更スルコトヲ得

鐵道幹線又ハ支線ノ規則ニ於テ異ナル規定ヲ爲ストキハ其ノ條件ニ合スル程度ニ於テ之ヲ減スルコトヲ得

(二) 水ヲ供スル停車場ニ停車スル時間ハ(一)項ノ速力ニハ加算セス

(三) 陸軍省ニ於テ動物輸送ヲ爲ストキハ第一項ノ速力ハ之ヲ適用セス

第六條 (一)二十四時間以上ヲ要スル動物ノ輸送ニ至リテハ積入前ニ荷送人ニ於テ飼料及水ヲ給

與スルヲ要ス三十六時間以上ヲ要スル輸送ニ在リテハ運クモ三十六時間毎ニ動物ニ給飼料及給水ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ包マレサル動物ハ下車セシムルヲ要ス

動物ノ積卸及積込ハ荷送人ノ行フヘシ但シ荷送人ノ申請ニ依リ鐵道當局又ハ其ノ勞力ニ依リテ之レヲ爲シタルトキハ鐵道當局ハ之ニ對シ規定ノ料金ノ外手數料ヲ徵收スルコトヲ得

給水及給飼料ヲ爲シ更ニ輸送スルニハ少クトモ六時間ヲ經過スルヲ要ス
軍事上馬ノ輸送ニハ本項ノ規定ヲ適用セス

(二) 動物ノ給水及給飼料ノ停車場ニハ動物ノ給水及給飼料ノ爲ニ必要ナル設備ヲ爲スヘシ
給水及給飼料、停車場ハ關係各聯邦政府ノ意見ヲ徵シ帝國鐵道局ニ於テ之ヲ定メ運賃表中ニ

之ヲ揭示スヘシ

第七條 (一)動物ヲ積ミタル貨車ノ線路ノ入レ替ヘハ最少限度ノ必要ニ之ヲ制限シ且之ヲ行フ場合ニ於テハ非常ニ注意シ激烈ナル衝突ハ之ヲ避クヘシ

(二) 積卸ヲ爲ス場合ニ於テハ動物ヲ入レタルモノハ之ヲ投ケ又ハ衝突セシムルコトヲ得ス
第八條 夜中ニ於テ動物ヲ輸送セムトスルトキハ其ノ貨車ニ適當ナル燈ヲ設備シ石油其ノ他ノ可

燃性ノ物ハ之ヲ貨車中ニ置クヲ得ス

三 運賃の輕減

(一) 獨逸政府

獨逸政府は、一九一二年十月十日より十三年十二月三十一日迄に、羊肉及飼料の鐵道運賃を特別に取扱ふこととせり。

(二) 「ザクセン」

「ザクセン」は、一九一一年より農業助成品及其の生産品の運賃を左の如く輕減せり。

	一「噸」	前年に對して減
羊	一三、二四〇 ^{馬克}	七三、四二七 ^{馬克}
羊	八四五	一、二二三
飼料 根 菜	八三、一二一	四七、四五四

第二 英吉利に於ける輸送中の動物保護

英吉利に於ては、獸疫法中に動物の輸送に關する規定を設け、他の動物と共に緬羊の保護を爲しつゝあり。即ち左の如し。

一 水上輸送に對する施設

農務水産省は、省令を以て動物を水上に於て輸送する場合に於て、動物の保護の爲に適當の飼料

及水を供給し適當の空氣を流通せしめ、その他輸送中に適當なる保護を與へしむる爲に必要な命令を發することを得。

二 鐵道に對する施設

獸疫法第六十三條

(一) 鐵道會社ハ農務水産省ノ満足スル程度ニ於テ水及飼料又ハ其ノ一方ニ付農務水産省カ特ニ又ハ一般的ニ指定シタル停車場ニ於テ其ノ會社ノ鐵道ニ於テ輸送スル動物又ハ輸送セムトスル若クハ輸送シタル動物ニ對シ設備ヲ爲スヘシ

(二) 鐵道會社ハ其ノ輸送スル動物ニ對シ其ノ荷送人又ハ管理人ノ請求アルトキハ其ノ設備シタル飼料又ハ水若ハ其ノ兩者ヲ給スヘシ

(三) 動物ノ荷送人又ハ其ノ管理人カ水ノ請求ヲ爲サ、リシ場合ニ於テ其ノ動物カ繼續シテ二十四時間以上水ヲ給セラレサルトキハ其ノ荷送人及管理人ハ本規定ニ違反シタルモノトス其ノ請求ヲ爲シタルコト及動物カ水ノ供給ヲ受ケタル時間ニ付テハ動物ノ管理人其ノ證明ノ責ニ任ス

(四) 農務水産省ハ必當ト認ムルトキハ前項ノ時間ヲ變更シ又ハ各動物ニ付テ之ヲ變更スルコトヲ得

(五) 水及飼料ヲ供給スル會社ハ農務水産省ノ認ムル範圍内ニ於テ動物ノ輸送ニ關シ運賃ヲ増加

スルコトヲ得

前項ノ増加セル運賃ハ荷送人又ハ荷受人ノ負擔トス其ノ運賃ニハ訴訟費ヲモ含ムモノトス(以下省略)

第三 南阿聯邦に於ける緬羊及羊毛の輸送の便宜

南阿聯邦に於ては、緬羊及羊毛の壓搾せるもの、輸送の爲に特に鐵道をして便宜を圖らしめつゝあり。

第九章 緬羊の試験及研究に關する政策

第一 濠洲「ニューサウスウエールズ」に於ける緬羊の輸送に關する試験

「ニューサウスウエールズ」州に於ては毎年共進會に出品する緬羊を利用して、鐵道輸送に依る體量の減少に關する研究を爲せり。而して其の試験に於ては、最初出發前に緬羊の體量を秤り、到着後更に之れを秤り、其の間の體量の減少を計算せり。且其の間に水及飼料を供給せざることをせり。

農場名	輸送時間	「シドニー」よりの距離	鐵道の平均速度(二時間)	緬羊年齢	失ひたる體量
	二四 ^{時間}	三一四 ^哩	一三 ^哩	四 ^歳	一一 ^計

「ワッガ」	「コウラ」	「バザースト」	「クルューチュンス」
	二四	一八	四八
	二九七	一四五	四二三
	一二	八	八・五
一 二 三	一 二 三	一 二 三	三・九ヶ月 二・九ヶ月 一・九ヶ月 九ヶ月
八 六 七	一 〇	一 一	七 七 八 八

第二 北米合衆國に於ける動物輸送の研究

北米合衆國に於ては、一九一四年より家畜の輸送に係る減量其の他の輸送の改良及積卸の改良に付て研究を爲しつゝあり。其の經費一九一五年度に於て千五百弗を支出せり。

第三 南阿聯邦に於ける疾病の試験

南阿聯邦獣疫研究所に於ては、最近左の問題に付研究を爲せり。

- 一 緬羊、山羊、其の他の動物間に疥癬病の傳染ありや
- 二 山羊の耳に生ずる疥癬蟲が他の部分又は他の緬羊に傳染するや否や
- 三 南阿弗利加に於ける飼養方法に依りて發生する緬羊の疥癬蟲の特色如何
- 四 南阿弗利加に於ける疥癬蟲は羊檻に發生するや又は眠る場所に發生するや其の發生程度如何
- 五 各種の方法に依る藥浴の效果如何
- 六 苛性曹達及硫黃を以てする藥浴の緬羊の身體に及ぼす影響如何

第四 濠洲「クインスランド」に於ける藥浴材料の試験

民間に行ひつゝある藥浴材料を分析して、之に代用すべき安價なる材料を發見し、最近「新藥浴液」なる冊子を發表せり。尙南阿聯邦農務省農藝化學部に於ても、藥浴材料の試験を爲しつゝあり。

第五 北米合衆國に於ける獣疫に關する試験

一九一六年より十萬八千四百五十弗内外の經費を以て獣疫に關し各種の研究を爲し、緬羊に付ては特に緬羊に寄生する圓蟲類の研究を行ひつゝあり。其の經費一九一五年度に於て一萬弗を支出せり。

第六 英國農務水産省緬羊疾病調査委員の設置

英國農務水産省は、緬羊疾病に關する委員を設けて調査研究を行はしめ其の結果を公にせり。

第七 英國農科大學に於ける胎羊、肝臟に於ける「バチラリー、ネロシス」の研究

同農科大學に於ては、一九一三年三月農家の仔羊にして胎羊の儘斃死したるものに付て研究を爲し、其の原因は専ら胎羊たる仔羊の肝臟を侵す「バチラリー、ネロシス」なることを確めたり。

第八 緬羊蠅に關する研究

一 濠洲「ニューサウスウェール」州

州直轄の緬羊蠅研究所を設置して緬羊に危害を及ぼす蠅類の研究を爲しつゝあり。

二 濠洲「クインスランド」州

緬羊蠅に關する研究を爲したる結果、藥浴に依りて一部分は之を防止し得るの結論に達せり。

第九 英國農務水産省に於ける瘦地牧場の研究

英國農務水産省に於ては、一九〇一年より極めて下等の放牧地に適當なる肥料を施して多量の草を收穫する試験を行ひつゝあり。

第十 飼料に關する試験

一 濠洲「クインスランド」に於ける試験

試験場に於て飼料の價値の鑑定を爲し、尙毎年毒草の試験を行ひ之を公表しつゝあり。

二 南阿聯邦に於ける試験

- (一) 植物の根莖より作りたる「ハオンス」を晩食に毎月十四日間與へたるも影響なし。
- (二) 「マウントヘレツチャ」地方に生ずる植物の有害なりや否やの試験を爲し十四日間給與したるも疾病の徴候なし。
- (三) 玉蜀黍の軸を飼料とする試験
病氣を發生せず。

三 北米合衆國に於ける有毒草の研究

北米合衆國農務省に於ては、一九〇四年より放牧其他の場合に於ける動物に有毒となる野草を研究し、其の結果を一般に公示しつゝあり。殊に此の試験に於ては綿羊を使用しつゝあるを以て綿羊飼養には大なる利益ありと云ふ。其の經費一九一五年度に於て一萬弗を支出せり。

第十一 北米合衆國に於ける綿羊の飼養及其の經濟に關する研究

- 一 「アバラチアン」地方に於ける綿羊の經濟的飼養の試験一九一四年より開始し、一九二〇年に終了するの計畫にして、經費一九一五年度に於て千五百弗を支出せり。
- 二 綿羊の放牧飼養の試験

綿羊を放牧して飼養し、而も毛の收量を多くする方法及肥育並群羊の構成等に關する試験を爲し、之れが爲に七ヶ年間に「ラムブイーエ」及「デレーネメリノー」を撰擇し、尙一九一二年より「コツツウオールド」「リンコルン」「レストター」「ロムニーマーシユ」を輸入して之が蕃殖を行へり。之が爲に一九一五年度に於て四千三百弗を支出す。

三 「コリデール」種を亞米利加の放牧羊として用ふる試験

一九一四年主任官新西蘭に出張し「コリデール」種の飼養狀況を視察し、一九一五年一月「コリデール」種六十五頭同四月同種十二頭を輸入し、之が研究を繼續せり。而して之が爲に一ヶ年八百弗を支出す。

四 農家の綿羊飼養試験

六十頭の「サウスタウン」種を「モルガンホース」農場に於て飼養せしめて研究せしむ。

五 肉用種の試験

肉用種に關し一定の面積の土地に於て集約的に之を行ふ試験を爲せり二百七十弗を支出す。

第十二 南阿聯邦に於ける藥浴と羊毛に關する試験

南阿聯邦農務省の農藝化學部に於ては、藥浴の方法と羊毛の性質との關係を知る爲に試験を爲しつゝあり。

第十章 種緬羊及其の記號の登録に關する政策

緬羊に對する系統の登録は、牛馬等に於けるが如く發達せずと雖、緬羊飼養國に於ては一般に其の必要を主張するもの少からず。現に二三の國に於ては、系統の登録又は之に類似せる施設を爲しつゝあり。左に其の概況を示すべし。

第一 南阿聯邦に於ける緬羊登録簿

南阿聯邦に於ては、優良なる緬羊を有する者をして毎年南阿聯邦種緬羊登録簿に登録せしめ、以て新に緬羊を購入する者をして系統を明にせしむることとせり。

第二 英吉利に於ける緬羊登録に關する主張

最近「サホーク」緬羊組合に於ては、牝緬羊の登録を組合員全體に強制するの可否を論じ、或者は其の必要なるを主論せり。

第三 英吉利商務省の緬羊記號の登録

英吉利商務省に於ては緬羊の純粹種に附すべき記號を登録し、純粹種に非ざれば其の記號を附することを得ずとし、以て純粹種の維持を圖れり。例へば一九九一年「サホーク」種の組合に對し、「サホーク」種の記號として「S」字を登録し、尙命令を以て其の組合の「S」字及左耳に番號を附せざるも

のは純粹「サホーク」種として登録することを得ずとしたるが如き即ち之なり。

第四 獨逸に於ける種緬羊の系統書

獨逸「ハンノーベル」及「ウエストハーレン」に於ては、種緬羊の系統を明かならしめ、以て購買に際し之が系統書を要求せしむることとせり。

第十一章 緬羊の保險に關する政策

緬羊は其の價格牛馬等の如く大ならざるのみならず、疾病も牛馬等の如く激烈なるもの少きを以て、緬羊の保險は牛馬の如く重要視せられざるも、歐羅巴に於ては既に一般家畜と共に之が保險を實施しつゝある邦國少からず。今左に其の概況を示さむ。

第一 私立の保險會社に係る保險

私立の保險會社に於て緬羊の保險を爲すは、既に獨逸、英吉利等に於て發達したる所なり。然れども獸疫に關し、國家に於て撲殺を強制し、其の損害を賠償する政策一般に行はるゝに及びては、私立の會社に於ける保險は次第に衰頹するに至れり。

第二 組合組織に係る保險

一 獨逸普魯西に於ける家畜保險組合

普魯西に於ては、夙に家畜の保險組合を獎勵したるを以て、其の發達著しく、一九一二年に於ては組合數七千九百三十四組合員八十萬人に達す。而して緬羊は少數なるも保險に附せられつゝあり。

二 佛蘭西に於ける農業組合の保險

佛蘭西に於ては、一八八四年農業組合家畜保險法を制定し、尙一九〇〇年農業組合の一部に家畜保險を附屬せしめ、國庫より二百法、一九〇四年より六百法を補助することゝ爲したるを以て、組合に係る家畜保險は非常に發達し、一九〇〇年に於ては二千二百六十四組合ありしもの一九一一年には八千八百六十九組合となりたり。從て緬羊をも相當に保險に附しつゝあり。

三 白耳義に於ける家畜保險組合

一八九〇年農務大臣は、家畜保險組合の設立を唱道し、之を緬羊にも及ぼし、尙一八九四年の法律を以て、村落家畜保險組合を適法のものゝ認め、且補助金を交付することゝしたるを以て、此の種の家畜保險組合非常に發達し、小動物をも相當に保險しつゝあり。

第十二章 羊毛及毛製品に對する關稅政策

羊毛に對する關稅は、十九世紀の中葉迄は保護貿易の方針に依り重き關稅を課し、以て國內の羊毛

生産を保護する政策を一般に採用せり。即ち佛蘭西の如きは、一八二六年從來の羊毛從價稅三割なりしを、更に最劣等品に付從價稅五割乃至六割を課稅するに至り、英國に於ては、一八〇三年輸入羊毛「ハンドレッドウェイト」に付四志八片を課稅せしを一八一三年には六志八片と爲し、一八一六年には一封度に付外國産には六片、殖民地産には一片を課し、更に一八二五年には一封度に付外國産には一志を課し、殖民地産は之を無稅とせり。尙獨逸に於ても、一八七九年頃には英國より輸入する羊毛に對し高率の關稅を課せり。然るに工業の勃興に伴ひ、漸次羊毛の自由輸入を主張するに至り、佛蘭西に於ては一八七〇年頃より自由主義に傾き、英國に於ては一八四四年ニ層羊毛の輸入稅を、一八四五年には一般羊毛の輸入稅を廢止し、北米合衆國に於ては一八九五年に輸入稅を廢止し、更に二十世紀に及んでは歐羅巴諸國皆羊毛の輸入を無稅と爲すに至れり。而して現今に於ては、露西亞、西班牙、葡萄牙、亞爾然丁、伯刺西爾、智利等の如き工業の發達せざる國を除きては、各國皆自國の工業保護の目的を以て羊毛は之を無稅とし、毛製品には課稅するの政策を採用せり。今戰爭前に於ける諸國の稅率を示せば左の如し。

國名	汚毛洗毛	「トップ」梳毛 其他	毛	絲	毛織物其他 毛製品	備考
英吉利						

む。其の他組合を組織せしめて、共同に分類を行はしめたる地方も尠なからず。此の如くにして羊毛の価格は漸次上騰するに至れり。

二「クインスランド」其の他濠洲の各地に於ては、小規模の緬羊飼養者をして、共同して羊毛の分類を行はしめ、以て其の価格の上騰を圖りつゝあり。

三 北米合衆國農務省に於ては、一九一三年より主なる市場に於ける羊毛の分類を研究し、統一せる羊毛の分類法を定め、當業者に注意を與へ、以て羊毛の市價の上騰を圖りつゝあり。而して之れが經費として一九一五年度に於て四千九百弗を支出せり。

四 加奈陀政府に於ては、指導官を各地に巡回せしめ、羊毛の共同販賣、組合に於ける羊毛の分類を指導せしめ、且各地方廳に於ける羊毛の分類を統一せしめつゝあり。一九一六年加奈陀農務省の報告に依れば、一九一五年度に於て分類したる羊毛百萬封度に達せり。

五 英吉利に於ても、最近に至り組合を組織して羊毛を分類し、以て共同に販賣するの利益を主張する者多く、一九一四年初めて此種の組合に依りて、「ヨークシャー」より倫敦に九萬三千七十一封度の羊毛を送付せり。其の後次第に此の種の組合増加するが如し。

第二 南阿聯邦に於ける販賣の擴張

南阿聯邦に於ては、販賣擴張の爲に亞米利加及日本の羊毛取引業者に見本を送付し、尙當業者は販

路擴張の爲に中間商人を排除し、直接歐洲諸國と取引するの手段を採り、之が爲に鐵道は特に便宜を圖り、更に南阿羊毛の聲價を高むるが爲、倫敦博覽會に其の産毛を出品し、尙政府當局者は一九一五年二月の桑港博覽會に、南阿羊毛の出品をも獎勵せり。

第三 獨逸に於ける組合の競賣

一 獨逸に於ては、千九百四年頃より全國を區域とせる「メリノー」種飼養者の組合に於て行ふ羊毛の競賣に對し、政府及「ブランデンブルグ」、「ボンメルン」、「ボーゼン」、「シユレーデン」等の農業會議所に於て資金を供給し、之が事業を補助するに至れり。而して該組合は、從來各別に定めたる羊毛の賣値段を出來得る限り一定せしめ、且緬羊飼養者をして、出來得る限り實際の價值と一致するの機會を得しむるの目的を以て一八九二年に設立したるものなり。其の競賣の手續を示せば左の如し。

(一) 競賣に提供したる羊毛は、鑑定委員之を鑑定評價す。

(二) 羊毛の所有者は、前項に依り評價したる價額を以て賣却するや否やを定むるの權限を有す。

(三) 第一項に依り評價したる價格は第三者に對し之を發表することを得ず。

(四) 競賣は競買せむとする者をして數日間羊毛を供覽せしめたる後之を行ふべし。

(五) 組合員は「チェントナー」の羊毛に對し「ペンニヒ」の競賣手数料を支拂ふべし。

而して右の競賣は、一八九二年より一八九四年に至る迄は五月に之を行ひたるも、一八九五年より一九〇四年に至る迄は五月、六月の二回之を行ひ、一九〇四年後は四月、五月、六月の三回に之を行ふこととせり。而して最初は、九千九百「チェントナー」を競賣したるのみなるも、一九一〇年には三萬一千三百五十「チェントナー」の羊毛を取扱ふに至れり。尙一九〇四年迄は他人の倉庫を賃借して之に競賣羊毛を貯藏せしも、其の後倉庫を建設するに至り、政府は其の維持費(建設費の利子及償却金を含む)に對し、年々六千馬克を補助し、四農業會議所は千八百七十五馬克を補助することとなれり。此の如くにして組合の羊毛競賣は、從來の羊毛市場の衰頹と共に益々發達をなし、工業者及商業者に對し頗る重きを爲すに至れり。

二「ウエストハールン」に於ては、一九〇〇年より毎年「パデルホルン」市に於て競賣を行はしめたるに、其の效果著しく現今に於ては其の地方の緬羊の獎勵に缺くべからざるものとなれり。

第四 英吉利及加奈陀に於ける羊毛の共同販賣

英吉利及加奈陀に於ける羊毛の分類及其の共同販賣に於ては、既に第一項に於て説明せり。

第五 羊毛市場及賣買の取締

濠洲の諸州中羊毛生産の多き地方に在りては、何れも羊毛市場に關する取締規程を設けて其の取引

を取締り、以て農民の保護を圖りつゝあり。今「シドニー」羊毛市場に於ける規約を以て之を例示すれば左の如し。

第一條 競買人及競賣人ノ權利

- 一 最高價ノ競買人ヲ買主トス
- 二 競賣人ハ最後ノ價格ヲ附スルコトヲ得
- 三 最高價ノ競買人ハ競賣者之ヲ定ム
- 四 競賣者ハ最高價ノ競買人ノ名稱ヲ呼ビタル後落槌スヘシ此ノ場合ニ於テ一度落槌シタル羊毛ハ再ヒ之ヲ競賣ニ附スルコトヲ得ス

第二條 競買價格ノ單位及保證金

- 一 羊毛ノ競買價格ハ一封度ニ付「ファーチンク」又ハ其ノ倍數ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
- 二 賣方問屋ノ請求アリタルトキハ買主ハ取引中何時ニテモ其ノ問屋ノ見積ル賣買價額ノ二割五歩ノ保證金ヲ寄託スヘシ

第三條 荷受渡費

- 一 買主ハ三片二分ノ一以上ニテ競落シタルモノニ對シテハ一封度ニ付八分ノ一片、三片二分ノ一以下ニテ競落シタルモノニ對シテハ大俵一俵ニ付一志六片ノ荷受渡費ヲ賣方問屋ニ支拂

マヘシ但シ荷受渡費ニハ市ノ區域内ノ運送費ヲ含ム

二 「フアヂ」ノ荷受渡費ハ一志、「バッグ」ノ荷受渡費ハ四片トシ且倉庫渡ト爲スヘシ但シ問屋ハ運送費トシテ「フアヂ」及「バット」ニ對シテハ三片、「バッグ」ニ對シテハ一片ヲ買主ニ割戻スヘシ

第四條 競買代金ノ支拂及荷受渡期日

- 一 競買代金ハ荷受渡前現金ニテ支拂フヘシ
- 二 買主ハ取引ヲ爲シタル日ヨリ營業日三日以内ニ荷受ケヲ爲スヘシ
- 三 前項ノ期間滿了後ニ於テハ賣方問屋ハ過失、誤記、品目、重量又ハ風袋ノ相違其他一切ノ要求ニ對シ其ノ責ヲ免ル、モノトス
- 四 買主ハ前項ノ場合ニ於テ賣方問屋ノ秤リタル重量ニ對シ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第五條 不正包裝、詐欺、賣方問屋ノ責任ノ消滅

- 一 不正包裝又ハ詐欺ヲ發見シタルトキハ買主ハ前條ノ三日ノ期間内ニ賣方問屋ヨリ荷主ノ氏名ヲ知ルコトヲ得
- 二 前項ノ規定ハ買主カ前項ノ荷主ニ對シ告訴スルヲ妨ケス

第六條 見本及取引羊毛トノ差異ノ仲裁

- 一 羊毛ノ保管者ハ取引ヲ爲シタル日ヨリ六日間見本以外ノ羊毛ヲ點檢セシムヘシ
- 二 買主ニ於テ前項ノ羊毛ヲ見本ト異ナルモノト看做シ異議ヲ述ヘタルトキハ賣方問屋及買主ニ於テ選定シタル二人ノ仲裁人ニ仲裁セシムヘシ
- 三 仲裁成立セサルトキハ別ニ審判人一人ヲ定ムヘシ
- 四 仲裁人又ハ審判人見本ニ相違スルモノト認メタルトキハ賣買契約ハ之レヲ取消スヘシ
- 五 仲裁又ハ審判決定セサルトキハ當事者ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第七條 風袋ニ關スル異議

- 一 買主ニシテ羊毛ノ品目録ニ記載シタル風袋ニ付異議アルトキハ羊毛二俵ヲ解キテ之レヲ秤リ其ノ平均風袋ヲ以テ全體ノ風袋トス
- 但シ二俵ノ内一俵ハ買主之レヲ選擇スヘシ

二 省略

第八條 倉敷料

- 一 取引シタル羊毛ノ倉敷料ハ取引ヲ爲シタル日ヨリ三日間之レヲ免除ス
- 以下省略

第九條 賣方問屋ノ保險

- 一 賣方問屋ハ第四條ニ規定シタル期間保管スル羊毛又ハ代金ヲ支拂ハスシテ賣方問屋ノ倉庫内ニアル羊毛ニ對シ勘定書類面ニ超ヘサル範圍内ニ於テ火災保險ヲ附スヘシ
 - 二 賣方問屋ハ荷受渡目ニ代金ノ支拂ヲ受ケサル羊毛ニ對シ買主ノ危険及負擔ヲ以テ輸送先迄又ハ任意ノ短期間之レニ火災保險ヲ附スルコトヲ得
- 買主ハ前項ニ規定シタル火災保險ニ要シタル一切ノ費用ヲ受方問屋ニ支拂フヘシ
以下省略

第十條 買主ノ規約違反

- 一 買主本規約ニ違反シタルトキハ賣方問屋ハ買主ノ危険ヲ以テ取引シタル羊毛ヲ競賣又ハ相對取引ニ依リ再賣ニ附スヘシ
- 以下省略

第六 英吉利に於ける羊毛代用品に取締の主張

英吉利に於ける當業者は、一九〇二年頃より羊毛代用品は必ず其の代用品たることを明示して賣却せしむるの要ありとし、之れが爲に法律の制定を主張するに至れり。

第十四章 羊毛の輸出奨励に關する政策

第一 濠洲に於ける補助金交付

濠洲に於ては、梳羊毛輸出奨励の爲國內にて生産し、且輸出する梳羊毛に對し補助金交付の制度を定めたり。即ち一九〇九年より三年間は毎年一封度に付一片四分の一、一九一二年及一三年には一封度に付一片、一九一四年及一五年には一生産者の輸出額百萬封度迄每封度一片、其餘は一封度に付四分の三片を交付することとせり。然るに右の奨励は、一九一五年十二月に滿了するを以て、當業者は偶開設中なる關稅調査委員に期限の延長を請願したるも、同委員は之を延長することを否とせり。

第二 南阿聯邦に於ける輸出羊毛の荷造の奨励

南阿聯邦政府は、倫敦駐在の商務官の調査に依りて、南阿羊毛使用者の要求する荷造を知り、指導官の決議を以て一般に十一封度半の荷造を奨励することとせり。

第二編 諸外國の戦時に於ける緬羊及羊毛に關する政策

第一章 總 說

羊毛は軍需品の原料として必要缺くべからざるものなるを以て、戦時に際しては各交戦國皆之が供給及保持の爲各種の政策を實施し、更に敵國に於ける供給を妨ぐるの目的を以て、何れも羊毛又は羊毛製品を戦時禁制品として取扱ひつゝあり。従つて緬羊に關しても亦多く之と同様の政策を採り居れり。此の如き狀況に在るを以て戦時に際して羊毛の價格の暴騰を來すは當然にして現に一九一三年十二月倫敦に於て一封度二十三片半なりしもの一九一六年十二月に於ては五十片となりたり従て各交戦國に於ては緬羊及羊毛の供給及保持の方策を講ずると共に羊毛の價格の調節をも圖りつゝあり。

第二章 緬羊の供給及保持に關する政策

戦時に於ては、各交戦國何れも緬羊の保持に對する各種の政策を實施しつゝあるも、其の主たる目的は羊肉の供給に在るが如し。然れども之が爲に一時羊毛の給源たる緬羊の頭數の増加を來したるは明

なり。今左に諸交戦國に於ける緬羊の保持に關する政策の概要を示さむ。

第一 獨逸に於ける緬羊の臨時輸入獎勵

獨逸に於ては、一九一四年八月四日家畜の臨時輸入獎勵に關する法律を公布して、聯邦參事院に對し家畜に關する關稅の免除及輸入禁止又は制限を一部停止するの權限を附與し、以て緬羊其の他家畜の輸入を獎勵せり。

第二 獨逸に於ける緬羊及其の生産物の輸出禁止

獨逸に於ては、一九一四年七月三十一日家畜及其の生産物の輸出禁止に關する勅令を公布して、緬羊其の他家畜及其の生産物の輸出を禁止せり。

第三 獨逸に於ける緬羊の調査

獨逸に於ては、一九一五年八月二十六日の命令を以て緬羊其の他の動物の調査を行ひ、強制的に其の飼養頭數を報告せしめ、之れに反するときは六月以下の禁錮又は一萬馬克以下の罰金に處するこゝと、し、以て緬羊其の他の動物の現在高を明かにし、之を保持する方法を講ぜり。

第四 英吉利に於ける食用に供する緬羊の輸出禁止

英吉利に於ては、一九一五年食用に供すべき緬羊其の他の動物を英國領土及保護國以外に輸出することを禁止するの命令を公布せり。

第五 英吉利に於ける緬羊其の他の家畜の屠殺禁止

英吉利に於ては、一九一四年家畜保存法を制定して、緬羊其の他の家畜の保存の爲に家畜の屠殺を一般に禁止せり。而して該法は、一九一五年七月更に改正せり。今改正せられたる法律を示せば左の如し。

家畜保存法

第一條 農務水産省ハ家畜ヲ充分ニ保存スル爲ニ英克蘭若ハ威耳士又ハ其ノ一部ニ適用スヘキ命令ヲ以テ牝仔羊以外ノ家畜ノ屠殺ヲ禁止シ又ハ制限シ、輸入シタルモノニ非ラサル仔畜ノ肉ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列スルコトヲ禁止シ若ハ制限シ命令ヲ以テ定メタル地方官廳ニ對シ其ノ管内ニ於テ農務水産省ノ命令ノ全部又ハ一部ヲ施行シ若クハ強制スルノ權限ヲ附與シ及地方官廳ニ於テ施行シタル方法ニ對シ經費ヲ要シタルトキハ其ノ經費ヲ補助スルコトヲ得農務水産省ハ農務水産省又ハ地方官廳ノ官吏ニ對シ屠殺場其ノ他人ノ食用ニ供スル家畜ヲ屠殺スル場所ニ立入り其ノ構内ノ家畜又ハ其ノ死體ヲ檢査シ、家畜ノ屠殺ヲ禁止シ、制限シタル場所以外ニ家畜ヲ搬出スルコトヲ禁止シ又ハ制限シ及本法ニ基キテ發スル命令ヲ施行スル爲ニ家畜ニ記號ヲ附スルノ權限ヲ附與シ又ハ既ニ公布シタル命令ヲ廢止シ、擴張シ若ハ變更スルコトヲ得

本法ハ牛、緬羊、豚ニ之ヲ適用ス

第二條 本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ、命令ニ關シ過失アリ、命令ヲ忌避スルノ目的ヲ以テ家畜ニ記號ヲ附シ、家畜ノ記號ヲ變更シ若ハ抹消シ又ハ官吏ノ命令ニ依ル權限若ハ取締ノ履行ヲ妨ケタル者ハ略式裁判法ニ依リ十磅以下ノ罰金ニ處シ又ハ違反行爲カ家畜四頭以上ニ關スルトキハ各頭ニ付五磅以下ノ罰金ニ處ス

第三條 本法ハ蘇格蘭ニ之ヲ適用ス但シ此ノ場合ニ於テハ英克蘭及威耳士又ハ農務水産省トアルハ蘇格蘭農務省トス

本法ハ愛爾蘭ニ之ヲ適用ス但シ此ノ場合ニ於テハ英克蘭及威耳士又ハ農務水産省トアルハ愛爾蘭又ハ愛爾蘭農務工藝學務局トス

第四條 本法ハ家畜保存法ト稱ス
千九百十四年家畜保存法ハ之ヲ廢止ス但シ千九百十四年家畜保存法ニ基キテ發シタル命令ハ本法ニ基キテ發シタルモノト見做ス

本法ハ現在ノ戰爭繼續中及其ノ終了後十二月間其ノ效力ヲ有ス但シ本法ノ廢止前ニ於テ行ヒタル犯罪ニ關スル訴訟ノ提起及進行ニ付テハ此ノ限りニ在ラス

第六 英吉利に於ける「ゴルフ」戯用地の利用

英吉利農務水産省に於ては農業會議所及農民協會と協力し未だ農業に利用せられざる「ゴルフ」戯用地を綿羊の飼養に利用せしむべきを奨励せり。

第七 佛蘭西に於ける綿羊の輸入奨励

佛蘭西に於ては一九一五年十二月二十四日及二十五日の省令を以て「アングロ・ノルマン」諸島及瑞西産綿羊の輸入税を免除し以て其の輸入を奨励し尙其の後一般に家畜の輸入税を撤廢して其の輸入を奨励せり。

第八 佛蘭西に於ける綿羊の輸出禁止

佛蘭西に於ては、開戦と同時に他の家畜と共に綿羊の輸出を禁止せり。

第三章 飼料の供給及保持に關する政策

諸交戦國に於ては、國內の綿羊其の他の家畜の飼養を充分ならしむるが爲に、飼料の保持に關し各種の政策を採用せり即ち左の如し。

第一 獨逸に於ける家畜用品に對する關稅の免除

獨逸は、一九一四年九月二十五日家畜用腐敗品に對する關稅免除に關する勅令を公布して、腐敗し又は汚損せる爲に家畜の飼料と爲すの外、使用の途なき物は當分内關稅を免除し、以て其の輸入を

奨励せり。

第二 獨逸に於ける飼料の輸出禁止

獨逸は、一九一四年七月三十一日糧秣及飼料輸出に關する勅令を公布して、糧秣及飼料の輸出を禁止し以て飼料の充實を圖れり。

第三 英吉利に於ける飼料の輸出禁止

英吉利政府は、一八七九年關稅及國內(移出入)稅法及一九一四年關稅(輸出禁止)法に基き、一九一五年二月三日、三月二日、同十八日、四月十五日、同二十一日及同二十六日の命令を以て、動物の飼料の輸出を禁止せり。其の禁止せられたる飼料の種類左の如し。

- 一 荳類(隱元豆を含ます)
- 二 醸造及蒸溜用穀物類
- 三 醸造用の乾燥したる酵母
- 四 蕎麥
- 五 粕類及粉類

(一) 「ビスケット」粉

(二) 積の飼料用粉

- (三) 椰子粕又は「ブーナック」粕
 - (四) 混合粕及其の粉
 - (五) 棉實粕(殻を剥きたるもの及否らざるもの)及其の粉
 - (六) 魚粕及魚粉
 - (七) 「グルーテンミール」又は「グルーテンフキード」
 - (八) 落花生粕及其の粉
 - (九) 種皮粉
 - (十) 亞麻仁麻及其の粉
 - (十一) 「ロカスト」豆粉
 - (十二) 玉蜀黍芽粉
 - (十三) 玉蜀黍粉
 - (十四) 棕梠粕及其の粉
 - (十五) 菜種子粕及其の粉
 - (十六) 大豆粕及其の粉
- 六 蜀黍類

- 七 乾草
- 八 麻種子
- 九 扁豆
- 十 玉蜀黍
- 十一 麥芽(粉末其他)
- 十二 稗
- 十三 穀類屑(糠、「ボラード」、各種の製粉屑、篩屑、米粉、米糠、小米、「シャープス」、粗粉を含む)
- 十四 特許せられたる各種の動物飼料
- 十五 豌豆(割りたるもの、罐詰となりたるもの、厚紙箱其他厚紙箱類似の容器に入れたるものを含む)
- 十六 稗類

第四 佛蘭西に於ける飼料の輸出禁止及輸入税免税

佛蘭西に於ては、大麥、燕麥、各種乾草、野菜、馬鈴薯、玉蜀黍等の輸入税を撤廢し、之が輸入を獎勵し一方に於ては家畜飼育用油粕、麥芽滓及其の他の飼料の輸出を禁止せり。

第五 英吉利に於ける乾草收穫に兵士の利用

英國陸軍省は、乾草收穫時期に一定數の兵士を其の勞働に従事せしむることとせり。其の條件左の如し。

- (一) 一地方に於て相當の勞働者を得る能はざること。
- (二) 農業者の要求に依り兵士を送りたるときは、其の兵士に對し宿料及食料を兵士が支辨するときは一日に四志、農業者が宿及食を供給するときは一人二志六片を支拂ふこと。
- (三) 農業者は兵士に對して附近の停車場より又は農場より停車場迄馬車を用意すること。

第六 獨逸に於ける飼料の最高價格の制定

獨逸に於ては、一九一四年八月四日の法律及十月二十八日飼料及麥粉、麥殼に關する布告を以て飼料の種類を制限すると同時に、糠、大麥の如き補充飼料に對する最高價格を定め、以て家畜の飼養に便せしめたり。

第七 獨逸に於ける飼料の經濟的使用

獨逸に於ては油精、大麥其の他飼料の輸入杜絶し、飼料の供給に困難するに至りたるを以て、飼料の私經濟上、國民經濟上、合理的なる使用を爲さしむる爲、關係團體及専門家の援助の下に内國貯藏飼料の使用及増加に關する布告を發したり。

第八 獨逸に於ける飼料の運賃の輕減

獨逸に於ては、戰時中飼料の運賃を輕減し、以て飼料の供給を充分ならしめたり。

第四章 緬羊の輸送に關する政策

獨逸に於ては、戰時中緬羊輸送の鐵道運賃を約三割を減じ、尙避難者の緬羊の輸送は無賃と爲せり。

第五章 羊毛及毛製品の供給及保持に關する政策

諸交戰國に於ては、羊毛及毛製品の保持の爲に各種の政策を採用しつゝあり。

第一 獨逸に於ける羊毛の輸出禁止

獨逸は一九一四年七月三十一日戰時必要品の製造及經營に關して、利用せらるべき原料の輸出及通過の禁止に關する勅令を發布し、以て羊毛の輸出を禁止せり。

第二 英吉利に於ける羊毛及毛製品の輸出禁止

英吉利に於ては一九一四年十一月、一九一五年二月、三月、四月の命令を以て、一般的に羊毛其の他のもの、英吉利領土英吉利保護國以外の國へ輸出することを禁止せり。其の品目左の如し。但し殖民地及聯合國に對しては特許を與ふることとし、中立國に對しては全然其の輸出を禁止せり。

- 一 汚羊毛(成羊毛及仔羊毛)
- 二 「トップ」
- 三 「ノイル」
- 四 屑羊毛
- 五 肥料以外に使用し得べき羊毛襪にして引き裂きたるもの及否らざるもの
- 六 羊毛製及梳毛製の織物にして軍服に適するもの但し婦人服用毛織物其の雛形は此の限に在らず
- 七 羊毛絲類
- 八 羊毛製の「ジェルシーシャツ」「カージガンジャケット」、羊毛製手袋、羊毛製靴下各種の羊毛製男子用下着
- 九 羊皮(羊毛の有るもの及無きもの)

次て一九一五年七月に至り、駐米英吉利大使の指定せる北米合衆國織物組合との協約に依り、同組合員に對し英吉利より羊毛を輸出し、組合員は倫敦「フレックヒルド」商會及同商會の計算に於て「パーリングボニー」商會外三商會へ羊毛「トップ」及羊毛絲を送付することとせり。更に同年九月に至り、戰時貿易局は英吉利及聯合國の需要に鑑み、「クロスブレッド」種羊毛十二萬五千俵の輸出を中立國に許可する旨を發表し、尙一九一六年五月には「メリノー」種羊毛「ノイル」、屑毛等

の輸出を少量の範圍に於て許可せり。其の後一九一六年七月に至り、戰時貿易局の告示を以て禁止を更に緩和し、同時に其の取扱の爲に特に機關を設置するに至れり。即ち左の如し。

- 一 羊毛、獸毛、「トップ」、「ノイル」、屑毛、織絲竝に是等諸品の各種製品に對する輸出禁止に關し、戰時貿易局に副委員會を設置し、輸出特許に關する請願上の事務及羊毛皮其の他毛皮に關する事務を取扱はしむ。

二 「クロスブレッド」種羊毛、「イーストインデヤン」黒面種羊毛、「トップ」、「ノイル」及其の屑に對する請願に付ては、今後も現在に於けるが如く單に軍需委員を經由して同盟國政府の爲に申請せらるゝ場合に於てのみ考量を加へらるべし。

同盟國及中立國に對する左記各品の極めて制限せられたる數量の輸出許可に關する請願に付ては、慎重に考量を加へらるべきを以て、直接戰時貿易局へ出願すべし。但し許可すると否とは戰時局の自由たるべし。

- (一) 紡毛及梳毛
- (二) 「メリノー」種羊毛
- (三) 同毛絲
- (四) 同「ノイル」

- (五) 同層毛
 - (六) 羊毛半成品
 - (七) 毛製品(「モヘーヤ」「アルバカ」等を含む)
 - (八) 軍用絨として使用に適せざる各種の「ショーデー」類
- 三 軍用絨又は莫大小に適する材料を包含する「クロスブレッド」種羊毛又は織絲の輸出に對する請願は左の場合に於てのみ考量を加へらるべし。
- (一) 織絲にして現に價格、色合又は太さの點に於て軍用に適せざるもの。
 - (二) 織絲の成品にして本告示發布の際軍事的使用に適せざる程度に達したるもの。
- 四 「クロスブレッド」種羊毛を包含せる各種の織絲に對する前項以外の請願は、聯合國政府に依りて需要せられ、且陸軍經理局長の許可したるもの、外考慮を加へられざるべし。出願者は出願すべき數量が相當量を超過せず且荷受主に付て充分の信用を拂ひ得ること、並に現品は決して敵國の利用に供せらるゝものに非ざること等に付、絶對的満足を表し得る場合に於てのみ特許出願を爲し得べし。但し之に反したる場合に於ては、其の請願を拒絶するのみならず、其の請願をも不利なる取扱に付すべし。

第三 濠洲に於ける羊毛の輸出禁止

濠洲に於ける羊毛輸出禁止の經過左の如し。

- 一 一九一四年十月二十三日聯邦政府の許可を得たるもの、英吉利船又は佛蘭西船にて英吉利、加奈陀、英領印度、新西蘭、白耳義、佛蘭西に、日本船又は英吉利船にて日本に輸出するもの、外之が輸出を禁止せり。尙日本に對しては敵國へ轉送せらるゝ虞れなき場合に限り、英國船又は同盟國船にて日本に輸出することを許可せり。

- 二 一九一五年三月「クロスブレット」種羊毛は、當分の内英吉利領以外に輸出することを禁止せり。但し九月に至り一定の條件の下に日本、佛蘭西、伊太利、露西亞の諸國及加奈陀に對し之を許可することとせり。

- 三 一九一五年四月二十七日雜種羊毛の輸出を禁止し、日本又は露國商店の爲買入済の同品又は前記商店に對し、同品購入の短期契約履行の爲羊毛輸出商より供給せらるべき同品は證據書類の提供に依り、輸出を許可することとせり。

- 四 一九一六年及一九一七年に於ても夫々羊毛の輸出を禁止せり。但し日本其の他の國より特に請求ありたる場合に於て、極めて少數量に限り輸出を許可せることなきに非ず。

第四 佛蘭西に於ける羊毛の輸出禁止

佛蘭西に於ては、一九一四年十二月二十三日大統領令を以て羊毛及毛織物の輸出を禁止せり。即ち

左の如し。

- 一 羊毛、羊毛解屑、屑毛、襪襪
- 二 毛布
- 三 毛莫大小類
- 四 毛織物（被服用にして一平方「メートル」に付四百瓦及四百瓦を超えたる軍服染のもの其の他）
- 五 其の他各種の羊毛（梳毛、染めたるもの、又は染めざるもの）
- 六 羊毛絲、「アルバカ」絲

第五 新西蘭に於ける羊毛の輸出禁止

新西蘭に於ては一九一六年十一月十八日關稅大臣の許可を得たるもの、外羊毛の輸出を止せり。

第六章 羊毛の專賣及最高價格の制定其の他羊毛の

價格調節等に關する政策

羊毛の供給を安全ならしむるが爲、一方に於ては其の輸出を制限し、他方に於ては國內の取引を制限し、最高價格を定め、以て一般國民の需要を便ならしめつゝあるは、交戰國何れも實施しつゝある所なり。今左に其の主なるものを示すべし。

第一 濠洲に於ける羊毛取引の制限

濠洲に於ては、戰爭開始以來政府は、羊毛商の要求に依り、競賣市場に提出すべき數量及品種を指定制限し、尙各市の競賣目錄を作製せしめ、以て羊毛出市の調節を爲し、次て一九一六年十一月十六日羊毛の騰貴を防ぐ爲、取引所に於ける羊毛賣買を中止し、更に十一月二十三日聯邦政府は羊毛羊皮の賣買を禁止せり、而して其の理由とする所は價格の調節の外、軍用の爲に濠洲羊毛賣約未済全部買收の件を決定したるに在るが如し。尙戰時のみならず、戦後も此の如き調節策を採るに至るやも知るべからすと稱せり。

第二 新西蘭に於ける羊毛の買上

新西蘭政府は、一九一六年十二月二十一日羊毛の買上規定を制定し、政府自ら羊毛の買上を行ふこととせり。其の規定左の如し。

第一條 別記ノ者ヲ政府羊毛仲買人トシ新西蘭政府ノ代理人トシテ羊毛買收ニ從事セシム（別記人名省略）

第二條 一切ノ羊毛所有者ハ遲滞ナク別記諸地方ニ在ル政府羊毛仲買人ノ貯藏所ニ其ノ所有スル羊毛ヲ納付スヘシ（別記地方名省略）

第三條 前條ノ羊毛ハ移出前二人ノ評價人ニ於テ検査シ品別シ及評價セシムヘシ前項評價人ノ一

人ハ政府之ヲ任命シ一人ハ其ノ羊毛ヲ保管スル政府羊毛仲買人ノ使用人ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 前條ノ評價及品別ニ付評價人ノ間ニ意見一致セサル場合ニ於テハ政府ノ任命シタル評價監督官之ヲ定ム

第五條 一切ノ羊毛ハ左記ノ品別及價格ニ依リテ之ヲ品別シ且評價スヘシ

品別	價格(片)
最上「メリノー」種梳毛	一二—一四、二分一
上等及中等「メリノー」種羊毛	九、四分ノ三—一一、二分ノ一
下等「メリノー」種羊毛	八、二分ノ一—九、二分ノ一
最上「ハーフブレッド」種羊毛	一二—一四
上等及中等「ハーフブレッド」種羊毛	九、四分ノ三—一二
下等「ハーフブレッド」種羊毛	九—一〇
最上「クロスブレッド」種羊毛	一〇、二分ノ一—一二
上等及中等「クロスブレッド」種羊毛	九—一〇
下等「クロスブレッド」種羊毛	七、四分ノ三—九
「リンコルン」種及「レスター」種羊毛	八、四分ノ三—一〇、二分ノ一

上等仔羊毛

一一—一三

中等仔羊毛

九—一〇、四分ノ三

第六條 政府ノ買收價格ハ前條ノ品別價格ノ五割五分増トス政府ノ買收羊毛ノ評價ヲ爲サシメタル日以後二週間以内ニ其ノ羊毛ヲ保管スル政府羊毛仲買人ニ其ノ代金ヲ支拂ヒ其ノ政府羊毛仲買人ヲシテ羊毛所有者ニ買收羊毛ノ代金ヲ支拂ハシム
前項ニ依リ羊毛買收代金ヲ羊毛ノ所有者ニ支拂ヒタルトキハ其ノ羊毛ハ爾後政府ノ所有ニ歸スヘシ

第七條 羊毛評價人間ニ意見ノ一致セサル場合ニ於テ評價監督官商品ニ適セス又ハ品質不良ナリト認メタルトキハ政府ハ其ノ羊毛ノ買收ヲ爲サルヘシ

第八條 政府羊毛仲買人ハ検査、品別又ハ評價ノ爲ニ羊毛所有者ヨリ手數料又ハ報酬ヲ受クルコトヲ得ス但シ政府仲買人ニ於テ不完全ナル羊毛包裝ヲ再裝シタルトキハ其ノ再裝料ヲ請求スルコトヲ得疵毛其ノ他買上ヲ要セサル羊毛ハ時々政府ヨリ政府羊毛仲買人ニ通告スヘシ

第九條 羊毛所有者ニシテ政府羊毛仲買人ニ其ノ羊毛ヲ引渡スコトヲ拒ミ又ハ評價ニ服セスシテ買收羊毛ノ代金ヲ受取ルコトヲ拒ミタル場合ニ於テハ政府ハ戰時ニ於ケル皇帝ノ大權ニ依リテ其ノ羊毛ヲ沒收シ任意ニ之ヲ使用スルコトヲ得

第三 英吉利に於ける羊毛取引の制限、羊毛の最高価格の制定及羊毛の買上

英吉利に於ては、羊毛の供給を安全にし、且其の価格を相當に維持せしめむが爲各種の手段を採用せり。今其の主なるものに付て左に説明すへし。

一 中央羊毛委員會の設置

陸軍省に於ては、羊毛の專賣、價格の調節等に關する意見を陸軍其の他の當局者に開陳せしむるの目的を以て、羊毛商毛織物業者等より十五人内外の委員を命じ、委員會を組織せしむることとし、尙蘇格蘭及愛爾蘭にも羊毛委員會を設置せり。爾來該委員會に於ては、陸軍當局等に對し羊毛供給政策に關する意見を開陳せり。

二 羊毛賣上の禁止

一九一六年六月八日同年産羊毛の第一回競賣を「ケッターリング」に於て行はれむとするや、政府は同日朝其の中止を命じ、何人と雖本令公布の日より大不列顛及愛爾蘭に生産したる汚毛の賣買を爲すことを得ずとせり。更に英吉利新軍需省は、一九一六年十一月十四日、十二月二十九日を以て、六月八日の省令を變更し、尙最高價格を定めたり。今省令の要綱を示せば左の如し。

一 何人ト雖一九一六年一月一日迄ニ大不列顛愛爾蘭「アイル・オブ・マン」ニ生シタル羊毛ハ軍需品供給委員長ノ免除指令又ハ一般若ハ特別ノ許可ニ依リ認定セラレタル人以外ニ又ハ羊毛取

引ニ關スル一九一六年十一月十一日ノ軍需省令添附表ニ記載セラレタル價格以上ニ之ヲ賣却スルヲ得ス

二 前項ノ羊毛中ニハ「フリースウール」及「スキンウール」ヲモ含ミ屑毛（「ダッキング」、「ロック」、「ブローク」及落毛）ヲ含マズ

三 軍需品供給委員長ハ、第一項ト異ナル價格ヲ以テ賣却スルヲ許可スルコトアルヘシ但シ一九一六年十二月二十九日以後三十日以内ニ其ノ賣買完了セラル、モノニ付テハ前二項ノ制限ニ依リ原毛ノ賣買ヲ支配又ハ約束セラル、コトナシ

四 一九一六年一月一日以前ニ大不列顛愛爾蘭「アイル・オブ・マン」ニ生セル羊毛ヲ有スル者ハ軍需品供給委員長ニ依リ要求アルトキハ羊毛ノ明細書ヲ提出スルヲ要ス

三 羊毛最高價格の制定

英吉利に於ては、指定商人以外の者に對する羊毛賣買を禁止し、尙其の指定商人に對する賣買價格の最高を法令を以て定めたり。今其の價格を示せば左の如し。但し一九一七年五月九日の命令に依る一封度の相場を示す。

八十番手	最上 「フリース」	上等「ビス」 及「ベリー」	普通 「フリース」	普通「ビス」 及「ベリー」	下等 「フリース」	下等「ビス」 及「フリース」
	七〇 <small>円</small>	六八 <small>円</small>	六七 <small>円</small>	六五 <small>円</small>	六四 <small>円</small>	六二 <small>円</small>

三十七番手	四十四番手	四十四番手	四十八番手	五十四番手	四十四番手	四十八番手	五十六番手	五十八番手	六十八番手	六十四番手	六十四番手	六十四番手	七十四番手	七十四番手
三〇	三一	三二	三三	三九	三一	三五	三九	四〇	五六	六三	六四	六六	六七	六八
二九	三〇	三一	三三	三八	三〇	三四	三六	四二	四八	五三	六一	六二	六四	六六
二八	二九	三〇	三二	三七	二九	三三	三七	四二	四八	五三	六〇	六一	六三	六五
二七	二八	二九	三一	三六	二八	三二	三四	四〇	四六	五一	五八	五九	六一	六三
二六	二七	二八	三〇	三五	二七	三一	三五	四〇	四六	五一	五八	五九	六一	六二
二五	二六	二七	二九	三四	二六	三〇	三四	四〇	四九	五五	五六	五八	五九	六〇

尙政府に於て買上ぐべき羊毛相場を示せば左の如し。一九一六年度相場を示す。

三十六番手	四十六番手	四十六番手	五十八番手	五十八番手	五十八番手	
三〇	三一	三五	四一	四八	五二	一級
二九	三〇	三三	三九	四六	五〇	二級
二八	二九	三一	三七	四四	四八	三級
二六	二七	二九	三四	四一	四六	四級
						五級
二四	二五	二七	三一	三八	四四	級

更に一九一七年度に於ける政府の買上ぐべき価格を示せば左の如し。

八十番手 一封度 七二
七十番手 同 七〇
七十番手 同 六九
六十四番手 同 六九
六十四番手 同 六八
六十番手 同 六六
六十番手 同 六四

五十八番手	一封度	五六
五十六番手	同	五二
五十番手	同	四二
四十八番手	同	三六
四十六番手	同	三五
四十四番手	同	三二
五十番手	同	三九
四十八番手	同	三四
四十四番手	同	三二
四十番手	同	三一
三十六番手	同	三〇

四 羊毛商及「トップ」製造業者の指定

英吉利政府は、羊毛取引業者を限定し、更に「トップ」の製造業者を選択し、政府の需要する「トップ」を製造せしむることとせり。

五 羊毛買買の官營

英吉利政府は、一方に於ては羊毛の輸出を禁止し、他方に於ては國內に於ける羊毛の自由賣買を禁止し、政府の指定する者のみに指定相場にて賣却せしめ、其の指定したる者の買上げたるものを政府に引揚げ、更に軍需品の製造を爲しつゝある織物製造業者に分配することとし、之れが爲に委員を任命して専ら之に當らしむることとせり。

尙殖民地に於ては英吉利本國以外の國へ羊毛を輸出することを禁止し、本國のみに移出することとし、且殖民地に於ては羊毛の自由賣買を禁止し、指定商人のみに賣却せしめ、其の買上たるものを直接英吉利本國に送らしむることとせり。次て一九一六年に至り濠洲、新西蘭に於ける羊毛の買入及其の分配を管理せしむるが爲に本國に羊毛供給監理官を設け「ブラッドフォード」に於ける「フランシスウケレイ」會社の「ヴァーノンウケレイ」氏を之に任じ、更に其の補助員及顧問に斯業に經驗深き多數の當業者を任命し、本部を倫敦、支部を全國各地に及分配の主部を「ブラッドフォード」に置き、之が分配を掌らしむることとせり。

第四 獨逸に於ける羊毛の差押及最高價格の制定

獨逸に於ては、戰時原料品分配に關する陸軍大臣の命令を以て、一九一四年乃至一九一六年の羊毛は一切之を差押へ、毎年十二月三十一日迄に戰時羊毛需要株式會社の所有に歸するものとせり。尙一切の羊毛は戰時羊毛需要株式會社又は直接若は間接に羊毛を該會社に賣却する者、商會若は會社に

賣却すべきものとし、其の賣却に對しては大藏大臣の定めたる最高價格を支拂ふこととせり、其の最高價格を示せば左の如し。但し一九一四年制定の最高價格にして洗毛「キログラム」に對する價格を示す。

- (一) A A A 種 — ^AA / ^AA 種 九・三
- (二) A 種 — B 種 八・七
- (三) C 種 七・七
- (四) D 種 六・八
- (五) E 種 六・二

第七章 羊毛の殖民地よりの供給に關する政策

第一 英吉利に於ける殖民地よりの供給

英吉利に於ては、殖民地の羊毛を英吉利本國以外に輸出することを禁止し、尙其の殖民地に於ける自由賣買を制限し政府の指定せる者に賣却せしめ、直接指定商人より英吉利本國に送附すること、し、以て殖民地よりの供給を安固にするの途を講ぜるは既に説明せる所なり。

第二 獨逸に於ける殖民地よりの供給

獨逸に於ては、一九一四年戰爭開始以前に於て緬羊増殖委員會を設置し、殖民地より出來得る限り多量の羊毛を供給するの計畫を爲したるも、戰爭開始したる爲戰時の施設と爲りたり。

第八章 羊毛在高の調査に關する政策

英吉利政府は、陸軍契約部の命令を以て羊毛「トップ」、「ノイル」及屑毛の在高調査を爲すこととし五千封度以上を所有する者又は外國に於ける取引先の爲に五千封度以上の羊毛を占有する者は各自其の所有又は占有する羊毛の數量を報告すべきことを強制せり。

第九章 反毛の利用に關する政策

一度毛織物と爲したるものを解紆して紡績し、更に毛織物に製造するは戰前に於ても實施しつゝある所なるも、戰時に際しては特に之を獎勵をなすに至れり。

第一 獨逸に於ける反毛の利用

獨逸に於ける反毛事業は、既に戰前に於て研究せられたるも更に戰時に際しては之に重きを置き、陸軍大臣は之が爲衛戍兵及病院兵をして、負傷兵又は戰死したる兵士の着用せる羊毛製品及靴下の類を集めしむることとし、之に要する經費として一箇年百萬馬克を支出せり。

第二 英吉利に於ける反毛の利用

英吉利政府は、既に説明せるが如く毛製品の權權にして、肥料に使用する程度に腐敗せるもの、外其の輸出を禁止し、以て國內に於ける反毛製造の原料供給を完全ならしむるに努めたり。

第十章 毛織物業の禁止及毛織物の登録並其の差押に

關する政策

第一 獨逸に於ては毛織物登録所を設置し、全國の軍用毛織物を登録せしめ、之を差押へ且其の製造に制限を加へ、以て軍用毛織物の供給を圖れり。今之に關する法律を示せば左の如し。

第一條 軍用羅紗ニシテ種類ト色トニ關セス羊毛又ハ半羊毛織物ニシテ士官及兵卒ノ正服用ト認メラル、モノ、製造ハ一九一五年四月十五日以後之ヲ禁止ス

前項ノ場合ニ於テ既ニ四月十五日迄ニ織機臺ニ乗セラレタル絲ハ遅クトモ六月三十日迄ニ織上クルコトヲ要ス

織上タル毛織物ハ遅クトモ一九一五年七月三十一日迄ニ之ヲ正服用ト爲スヘシ第二項及第三項ノ工程ニシテ同一工場又同時ニ之ヲ遂行スルコト能ハサルトキハ最後ノ仕上ヲ爲シタル後登録セラレタル工場ニ返還スヘシ此ノ場合ニ於テ登録セラレタル工場ニ返還スル能ハサルトキハ仕上

ケヲ爲シタル工場ヲ新ニ登録スヘシ

第二條 一九一五年五月十五日前ノ供給ニ依ル軍用織物ハ同日以後ニ於テハ左ノ者ヨリ命令ヲ受ケタル工場ニ於テノミ之ヲ製造スルコトヲ得

- 一 被服廠
- 二 戰時織物組合
- 三 戰時機業組合
- 四 獨逸戰時被服廠
- 五 被服廠又ハ獨逸戰時被服廠ニ對シテ供給スル義務ヲ有スルコトヲ明カニセル官廳ノ證明ヲ持參スル者

新ナル軍用織物ノ製造及供給ノ契約ハ被服廠ニ於テノミ之ヲ爲シ得ヘシ

第三條 兵卒用織物ノ一切ノ貯藏品ハ其ノ種類及用途ノ如何ニ拘ハラズ未成、半成、成品ノ状態ニ在ルト又ハ褐色、土地色、綠褐色タルトヲ問ハス一切ノ種類ヲ差押ヘ其ノ處分權ヲ剝奪ス但シ左ノ場合ハ此ノ限リニ在ラス

- 一 軍用織物ノ一切ノ數量ニシテ左ノ者ヨリ供給ノ契約ヲ受ケタルモノ
- イ 被服廠

ロ 戦時織物組合

ハ 戦時機業組合

ニ 獨逸戦時被服廠

ホ 從來存在スルモノタルト又ハ新ニ製造スルモノタルトヲ問ハス被服廠又ハ獨逸戦時被服廠ニ供給スルノ義務ヲ有スルコトヲ明カニセル官廳ノ證明ヲ提出スル者

二 仕立ノ爲ニ切斷シタル貯藏品

三 二幅ニテ使用スルモノハ幅百八十米、一幅ニテ使用スルモノハ幅三百六十米以下ノ貯藏品

四 幅百四十浬ニシテ一米六百瓦以下ノモノ

五 官吏ノ被服

第四條 他人ノ爲ニ所有シ、保管シ、製造シ又ハ調製スル者ハ毛織物登録ノ義務ヲ有ス（官廳及會社ヲ含ム）

第五條 前條ニ依リ登録スヘキ貨物左ノ如シ

一 第三條ニ依リ差押ヘタル一切ノ兵卒用織物

二 一切ノ兵卒用織物ニシテ褐色、土地褐色、綠褐色ヲ呈シ二幅ニテ使用スル者ハ幅百八十米以下、一幅ニテ使用スルモノハ幅三百六十米以下ノモノ又ハ幅百四十浬ニシテ一米六百瓦以

下ノモノ但シ此ノ場合ニ於テ一種ノ織物ノ貯藏ヲ區分スルコトヲ禁止ス

三 兵卒ノ被服ニ適セサル上等品ニシテ未成品、半成品又ハ成品ノ状態ニ在リ褐色、土地色、

綠褐色ヲ呈シ仕立ノ爲ニ切斷セラレ且官吏ノ被服ニ適當ナルモノ

第六條 差押ヘタル毛織物ニシテ軍用ニ供シ得ルモノハ軍隊ニ收用ス

第七條 陸軍省ハ戦時機業組合又ハ戦時機業組合ヨリ軍隊用ノ被服ヲ購買ス

其の後に至リ、陸軍大臣は遂に一切の貯藏品を同時に收用することとせり。

海軍用軍服に對しては、一九一五年六月一日陸軍と同様なる規定を發布せり。

第二 塊地利に於ては、一九一五年一月毛織物商を差押へ、一切の毛織物の所有權を政府に遷せり。

第十一章 羊毛及毛製品の敵國供給阻止に關する政策

交戦諸國に於ては、一方に於ては羊毛又は毛製品の輸出を制限し、他方に於ては羊毛又は毛製品を戦時禁制品と爲し、其の敵國供給を阻止しつゝあり。即ち英吉利に於ては一九一四年八月二十日倫敦宣言に基き更に勅令を公布して、戦争に使用すべき毛織物を條件付戦時禁制品と爲せり。

引用書目

- (一) 一九一七年 羊毛年鑑
- (二) 一九一七年五月 倫敦畜產月報
- (三) 一九一六年—一七年 加奈陀農務省月報
- (四) 一九一四年—一七年 英吉利農務水產省月報
- (五) 一九一六年—一七年 英「エコノミスト」
- (六) 一九一六年—一七年 佛「エコノミツク」
- (七) 一九一三年—一七年 萬國農事協會社會及經濟月報
- (八) 一九一六年 南阿聯邦統計年報
- (九) 一九一四年—一六年 英吉利時局法令集及同補遺(第一卷乃至第四卷)
- (一〇) 一九一五年—一六年 獨逸戰時緊急法令集(第一卷乃至第二十卷)
- (一一) 一九一四年—一六年 佛蘭西戰時法令(各種の單行法令)
- (一二) 一九一四年—一六年 奧地利戰時法令(各種の單行法令)
- (一三) 一九一五年 萬國農事協會農事統計年報
- (一四) 一九一五年 北米合衆國農務省統計年報
- (一五) 一九一五年「ケリー」氏 萬國關稅率表

新西蘭統計表

- (一六) 一九一五年 新西蘭統計表
- (一七) 一九一四年—一五年 萬國農事協會農業法令年報
- (一八) 一九一五年 南阿聯邦農務省報告
- (一九) 一九一四年 新西蘭統計年報
- (二一) 一九一四年 「ウキリー、ウキゴッドチンスキー」氏改版「ブッフエンベルグル」氏農業原論及
農政論

農政論

- (二一) 一九一三年 南阿聯邦農務省年報
- (二二) 一九一三年 南阿聯邦農務省報告
- (二三) 一九一三年 獨逸統計年報
- (二四) 一九一一年—一二年 北米合衆國關稅局報告書
- (二五) 一九一一年 佛蘭西統計年報
- (二六) 一九一一年 普魯西農業行政報告
- (二七) 一九一一年 獨逸普魯西農事諮問會議報告
- (二八) 一九一〇年 獨逸帝國及普魯西行政法規全集
- (二九) 一九〇九年 「シュッフエール」氏、獨逸に於ける農業用家畜に對する施設

- (三〇) 一九〇九年 北米合衆國「サウスダコタ」州農科大學報告
 - (三一) 一九〇六年 「エフ、ホルデフライシユ」氏、獨逸に於ける家畜の獎勵
 - (三二) 英吉利法令全集
 - (三三) 北米合衆國法令全集
 - (三四) 大藏省調査月報
 - (三五) 通商公報
- 其他各種の報告書

諸外國に於ける緬羊及羊毛に關する政策 終

正誤表

頁	行	誤	正
二〇	一〇	「メリー」種	「メリノー」種
二二	一四	内用種	肉用種
二四	四	「リツコルン」	「リンコルン」
二九	一	「ジスレーメリー」	「ジスレーメリノー」
六八	九	本社	本法
七五	一〇	便用	使用
七六	五	「マウル」及「クラウエ ン」病	鵝口瘡
八七	七	「ニューサウスウエー ル」州	「ニューサウスウエー ルス」州
一〇七	六	農務水産省トアルハ蘇 格蘭農務省	農務水産省トアルハ蘇 格蘭又ハ蘇格蘭農務省

購入



終

